

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月29日

【発行者名】 日興ＡＭグローバル・ケイマン・リミテッド
(Nikko AM Global Cayman Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 谷 桂子

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱309GT
(P.O. Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 森下 国彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目１番１号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 乙黒 亮祐
同 風間 凜汰郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目１番１号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6775) 1458

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
日興ＡＭオフショア・ファンズ NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド
(Nikko AM Offshore Funds – NEUB Corporate Hybrid Securities Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
米ドルクラス受益証券
10億米ドル（約1,079億円）を上限とします。
円クラス受益証券
1,000億円を上限とします。

（注）米ドルの円貨換算は、2019年９月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝107.92円）によります。以下、米ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、2019年8月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また、発行価額の総額の円貨換算額を更新、申込手数料について消費税率の引上げに関する記載を訂正、代行協会員および販売会社の変更予定に関する注記を追加、管理会社の資本金に関する情報を更新、投資方針の運用体制に関する情報を更新、投資リスクのリスク管理に関する情報および参考情報を更新、課税上の取扱いに関する情報を更新ならびに運用状況について一部情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

２【訂正内容】

（１）半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報		
第１ ファンドの状況		
５ 運用状況		
（１）投資状況	１ ファンドの運用状況 （１）投資状況	更新
（３）運用実績	（２）運用実績	更新
（４）販売及び買戻しの実績	２ 販売及び買戻しの実績	更新
第３ ファンドの経理状況	３ ファンドの経理状況	追加
１ 財務諸表		
第三部 特別情報		
第１ 管理会社の概況	４ 管理会社の概況	
１ 管理会社の概況 （１）資本金の額	（１）資本金の額	更新
２ 事業の内容及び営業の概況	（２）事業の内容及び営業の状況	更新
３ 管理会社の経理状況	５ 管理会社の経理の概況	更新
５ その他 （４）訴訟事件その他の重要事項	４ 管理会社の概況 （３）その他	追加
別紙Ａ	別紙Ａ	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

１ ファンドの運用状況

日興ＡＭグローバル・ケイマン・リミテッド（Nikko AM Global Cayman Limited）（以下「管理会社」といいます。）により管理される日興ＡＭオフショア・ファンズ ＮＢコーポレート・ハイブリッド証券ファンド（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）投資状況

（2019年9月末日現在）

資産の種類	国 名	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	英国	25,445,373.84	27.74
	ドイツ	19,082,180.22	20.81
	オランダ	11,660,953.87	12.71
	フランス	11,063,687.20	12.06
	カナダ	7,194,279.61	7.84
	米国	6,064,489.99	6.61
	オーストラリア	4,234,739.05	4.62
	スウェーデン	3,705,216.84	4.04
	デンマーク	3,565,499.07	3.89
	ベルギー	2,134,135.38	2.33
	イタリア	2,106,968.17	2.30
	ルクセンブルグ	1,213,995.25	1.32
	小計	97,471,518.49	106.27
現金、受取債権およびその他の資産（負債控除後）		-5,754,476.04	-6.27
純資産総額		91,717,042.45 (約9,898,103,221円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

(2) 運用実績

純資産の推移

2018年10月1日から2019年9月末日までの期間における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドルクラス受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2018年10月末日	51,645,752.20	5,573,609,577	9.98	1,077
11月末日	49,484,180.74	5,340,332,785	9.69	1,046
12月末日	47,521,688.53	5,128,540,626	9.57	1,033
2019年1月末日	48,198,805.10	5,201,615,046	9.89	1,067
2月末日	47,211,429.00	5,095,057,418	10.02	1,081
3月末日	46,594,424.86	5,028,470,331	10.10	1,090
4月末日	43,969,265.97	4,745,163,183	10.23	1,104
5月末日	42,238,430.82	4,558,371,454	10.10	1,090
6月末日	42,421,355.39	4,578,112,674	10.41	1,123
7月末日	37,203,530.82	4,015,005,046	10.51	1,134
8月末日	36,897,514.00	3,981,979,711	10.62	1,146
9月末日	35,309,651.36	3,810,617,575	10.63	1,147

円クラス受益証券

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	(円)	(円)
2018年10月末日	7,704,940,135	9,726
11月末日	7,384,851,305	9,424
12月末日	6,994,195,342	9,280
2019年1月末日	7,150,012,532	9,573
2月末日	7,174,360,266	9,675
3月末日	7,124,083,918	9,741
4月末日	7,143,920,573	9,849
5月末日	7,012,218,596	9,701
6月末日	7,003,939,252	9,981
7月末日	6,766,600,856	10,058
8月末日	6,544,140,065	10,146
9月末日	6,096,228,792	10,134

分配の推移

（１口当たり、税引前）

	米ドルクラス受益証券		円クラス受益証券
	（米ドル）	（円）	（円）
2018年10月	0.03	3	25
11月	0.03	3	25
12月	0.03	3	25
2019年１月	0.03	3	25
２月	0.03	3	25
３月	0.03	3	25
４月	0.03	3	25
５月	0.03	3	25
６月	0.03	3	25
７月	0.03	3	25
８月	0.03	3	25
９月	0.03	3	25
設定来累計	0.84	91	700

収益率の推移

期間	収益率（％）（注１）	
	米ドルクラス受益証券	円クラス受益証券
2018年10月１日から2019年９月末日	8.17	5.22

（注１）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2019年９月末日の受益証券１口当たり純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b = 2018年９月末日の受益証券１口当たり純資産価格（分配落の額）

（注２）ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

運用実績(米ドルクラス)

2019年9月30日現在

純資産価格・純資産総額の推移



純資産価格……………10.63米ドル
純資産総額……………35.30百万米ドル

※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。
※分配金再投資純資産価格は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1口当たり)

2019年5月	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	直近12ヵ月計	設定来合計
0.03米ドル	0.03米ドル	0.03米ドル	0.03米ドル	0.03米ドル	0.36米ドル	0.84米ドル

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

ハイブリッド証券	98.8%
その他資産	0.0%
現金等	1.2%

<格付別構成比>

A以上	1.3%
BBB	84.7%
BB	12.8%
B以下	0.0%

<国・地域別組入上位5ヵ国>

イギリス	25.3%
ドイツ	16.6%
オランダ	13.1%
フランス	12.4%
カナダ	8.0%

<通貨別組入上位5通貨>

ユーロ	58.9%
米ドル	25.7%
イギリスポンド	15.4%

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:39銘柄)

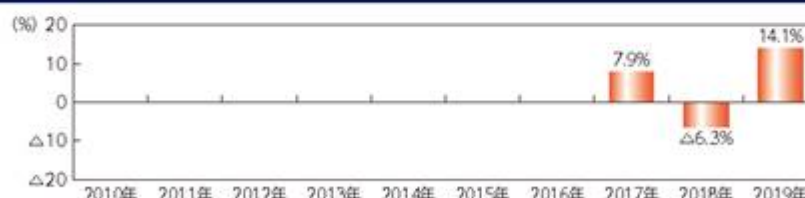
	発行体名	国・地域名	業種名	クーポン	次回コール日	比率
1	SSE PLC	イギリス	電力	4.750%	2022/6/16	9.6%
2	NGG FINANCE PLC	イギリス	電力	5.625%	2025/6/18	9.4%
3	BAYER AG	ドイツ	生活必需品	2.375%	2022/10/2	8.9%
4	INFINEON TECHNOLOGIES AG	ドイツ	テクノロジー	2.875%	2025/1/1	4.9%
5	VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FINANCE NV	オランダ	景気循環消費財	2.700%	2022/12/14	4.6%
6	CENTRICA PLC	イギリス	ガス	5.250%	2025/4/10	4.4%
7	VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FINANCE NV	オランダ	景気循環消費財	3.875%	2027/6/14	4.4%
8	ENTERPRISE PRODUCTS OPERATING LLC	アメリカ	エネルギー	5.375%	2028/2/15	4.3%
9	TRANSCANADA TRUST	カナダ	エネルギー	5.300%	2027/3/15	3.8%
10	ENBRIDGE INC	カナダ	エネルギー	5.500%	2027/7/15	3.7%

※比率は外国投資信託の純資産総額比です。

※格付別構成比は、データ基準日時点で外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加算平均したものであり、外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※ニューパーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCより提供された情報です。有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)[第二部 第15(2) ①投資有価証券の主要銘柄](管理事務代行会社により提供された情報に基づきます。)とは異なる場合があります。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年は、設定時から2017年末までの騰落率です。

※2019年は、2019年9月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績(円クラス)

2019年9月30日現在

純資産価格・純資産総額の推移



純資産価格.....10,134円
純資産総額.....60.96億円

※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。
※分配金再投資純資産価格は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1口当たり)

2019年5月	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	直近12ヵ月計	設定来合計
25円	25円	25円	25円	25円	300円	700円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

ハイブリッド証券	98.8%
その他資産	0.0%
現金等	1.2%

<格付別構成比>

A以上	1.3%
BBB	84.7%
BB	12.8%
B以下	0.0%

<国・地域別組入上位5ヵ国>

イギリス	25.3%
ドイツ	16.6%
オランダ	13.1%
フランス	12.4%
カナダ	8.0%

<通貨別組入上位5通貨>

ユーロ	58.9%
米ドル	25.7%
イギリスポンド	15.4%

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:39銘柄)

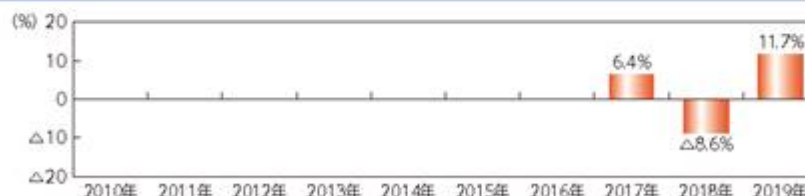
	発行体名	国・地域名	業種名	クーポン	次回コール日	比率
1	SSE PLC	イギリス	電力	4.750%	2022/ 6 /16	9.6%
2	NGG FINANCE PLC	イギリス	電力	5.625%	2025/ 6 /18	9.4%
3	BAYER AG	ドイツ	生活必需品	2.375%	2022/10/ 2	8.9%
4	INFINEON TECHNOLOGIES AG	ドイツ	テクノロジー	2.875%	2025/ 1 / 1	4.9%
5	VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FINANCE NV	オランダ	景気循環消費財	2.700%	2022/12/14	4.6%
6	CENTRICA PLC	イギリス	ガス	5.250%	2025/ 4 /10	4.4%
7	VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FINANCE NV	オランダ	景気循環消費財	3.875%	2027/ 6 /14	4.4%
8	ENTERPRISE PRODUCTS OPERATING LLC	アメリカ	エネルギー	5.375%	2028/ 2 /15	4.3%
9	TRANSCANADA TRUST	カナダ	エネルギー	5.300%	2027/ 3 /15	3.8%
10	ENBRIDGE INC	カナダ	エネルギー	5.500%	2027/ 7 /15	3.7%

※比率は外国投資信託の純資産総額比です。

※格付別構成比は、データ基準日時時点で外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加算平均したものであり、外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※ニューパーカー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCより提供された情報です。有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)[第二部 第15(2)①投資有価証券の主要銘柄](管理事務代行会社により提供された情報に基づきます。)とは異なる場合があります。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年は、設定時から2017年末までの騰落率です。

※2019年は、2019年9月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

2 販売及び買戻しの実績

2018年10月1日から2019年9月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2019年9月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
米ドルクラス受益証券	69,444 (69,444)	2,199,615 (2,199,615)	3,321,932 (3,321,932)
円クラス受益証券	20,745 (20,745)	244,696 (244,696)	601,534 (601,534)

(注)()の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された原文の財務書類を翻訳したものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2019年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場 of 仲値（1米ドル＝107.92円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

(１) 資産及び負債の状況

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

資産負債計算書（未監査）

2019年 8 月31日現在

（別途明記されない限り、米ドルで表示）

	(米ドル)	(千円)
資産：		
投資有価証券 - 時価（取得価格 96,543,566米ドル）	94,415,224	10,189,291
現金	284	31
外貨 - 時価（取得価格 498,669米ドル）	497,227	53,661
投資対象の売却による未収金	328,812	35,485
未収利息	1,500,584	161,943
為替先渡し契約に係る未実現評価益	3,379,427	364,708
資産合計	<u>100,121,558</u>	<u>10,805,119</u>
負債：		
買戻済受益証券に係る未払金	787,586	84,996
投資対象の購入に係る未払金	386	42
未払販売会社報酬	114,955	12,406
未払専門家報酬	65,464	7,065
未払管理報酬	58,265	6,288
未払保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬	53,140	5,735
未払受託会社報酬	22,683	2,448
未払代行協会員報酬	8,843	954
未払登録費用	1,079	116
為替先渡し契約に係る未実現評価損	443,363	47,848
その他の費用	15,446	1,667
負債合計	<u>1,571,210</u>	<u>169,565</u>
受益者に帰属する純資産	<u>98,550,348</u>	<u>10,635,554</u>
純資産内訳：		
払込済資本	96,562,722	10,421,049
純投資収益を超える分配金累積額	(2,598,188)	(280,396)
投資対象、外国為替取引および為替先渡し契約に係る累積実現純利益	3,806,429	410,790
投資対象、外国為替取引および為替先渡し契約に係る未実現純評価益	779,385	84,111
受益者に帰属する純資産	<u>98,550,348</u>	<u>10,635,554</u>
受益証券 1 口当たり純資産価格		
（円クラス 6,544,140,065円 ÷ 発行済受益証券 645,003口）	<u>10,146円</u>	
（米ドルクラス 36,897,514米ドル ÷ 発行済受益証券 3,473,268口）	<u>10.62米ドル</u>	<u>1,146円</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

運用計算書（未監査）

2019年8月31日に終了した期間

（米ドルで表示）

	（米ドル）	（千円）
投資収益：		
利息	2,054,310	221,701
投資収益合計	2,054,310	221,701
費用：		
管理報酬	349,978	37,770
販売会社報酬	349,976	37,769
保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬	86,430	9,328
代行協会員報酬	26,921	2,905
専門家報酬	13,209	1,426
受託会社報酬	8,088	873
名義書換代理人報酬	5,392	582
登録費用	1,167	126
その他の費用	3,601	389
費用合計	844,762	91,167
純投資収益	1,209,548	130,534
実現および未実現利益／（損失）：		
実現利益／（損失）		
投資有価証券	(2,106,647)	(227,349)
外国為替取引および為替先渡し契約	1,903,566	205,433
実現純損失	(203,081)	(21,917)
未実現評価益／（評価損）の変動		
投資有価証券	4,895,109	528,280
外国為替取引および為替先渡し契約	4,375,137	472,165
未実現評価益の純変動	9,270,246	1,000,445
実現および未実現純利益	9,067,165	978,528
運用による純資産の純増加	10,276,713	1,109,063

添付の注記は、当財務書類の一部である。

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

純資産変動計算書（未監査）

2019年8月31日に終了した期間

（米ドルで表示）

	（米ドル）	（千円）
下記による純資産の増加（減少）：		
運用：		
純投資収益	1,209,548	130,534
実現純損失	(203,081)	(21,917)
未実現評価益の純変動	9,270,246	1,000,445
運用による純資産の純増加	<u>10,276,713</u>	<u>1,109,063</u>
受益者への分配：		
円クラス	(971,415)	(104,835)
米ドルクラス	<u>(737,573)</u>	<u>(79,599)</u>
分配金合計	<u>(1,708,988)</u>	<u>(184,434)</u>
資本取引：		
発行済受益証券		
円クラス（16,546口）	1,475,131	159,196
米ドルクラス（29,697口）	303,895	32,796
買戻済受益証券		
円クラス（113,057口）	(10,348,524)	(1,116,813)
米ドルクラス（1,270,430口）	<u>(13,107,380)</u>	<u>(1,414,548)</u>
資本取引による純資産の純減少	<u>(21,676,878)</u>	<u>(2,339,369)</u>
純資産の減少額合計	<u>(13,109,153)</u>	<u>(1,414,740)</u>
純資産：		
期首現在	<u>111,659,501</u>	<u>12,050,293</u>
期末現在	<u>98,550,348</u>	<u>10,635,554</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド
キャッシュ・フロー計算書（未監査）
2019年8月31日に終了した期間
（米ドルで表示）

	（米ドル）	（千円）
運用活動によるキャッシュ・フロー：		
運用による純資産の純増加	10,276,713	1,109,063
運用による純資産の純増加額を運用活動による現金収入（純額）へ調整するための修正：		
投資対象の購入	(21,493,067)	(2,319,532)
投資対象の売却および満期による手取金	38,808,909	4,188,257
企業借入債務および短期投資に係る打歩および割引の償却および（増価）（純額）	1,742	188
投資有価証券に係る実現損失	2,106,647	227,349
投資対象に係る未実現評価益の変動	(4,895,109)	(528,280)
為替先渡し契約に係る未実現評価益の変動	(4,401,844)	(475,047)
運用に関連する資産および負債の変動：		
未収利息の減少	418,265	45,139
未払保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬の増加	781	84
未払専門家報酬の減少	(38,149)	(4,117)
未払受託会社報酬の増加	8,088	873
未払登録費用の増加	1,001	108
未払管理報酬の増加	2,076	224
未払代行協会員報酬の減少	(261)	(28)
未払販売会社報酬の減少	(3,397)	(367)
その他の費用の増加	1,193	129
運用活動による現金収入（純額）	20,793,588	2,244,044
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
受益証券の発行による手取金	1,806,941	195,005
受益証券の買戻しに係る支払金	(23,099,374)	(2,492,884)
受益者に支払われた分配金	(1,708,988)	(184,434)
財務活動による現金支出（純額）	(23,001,421)	(2,482,313)
現金および外貨の純減少	(2,207,833)	(238,269)
期首現在現金および外貨	2,705,344	291,961
期末現在現金および外貨	497,511	53,691

添付の注記は、当財務書類の一部である。

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

財務ハイライト（未監査）

2019年8月31日に終了した期間

受益証券１口当たりのデータおよび割合（要約）

（別途明記されない限り、米ドルで表示）

	円クラス 2019年8月31日 に終了した期間 (円)	米ドルクラス 2019年8月31日 に終了した期間 (米ドル)	(円)
純資産価格 - 期首現在	9,675	10.02	1,081
純投資収益 ⁽¹⁾	109	0.12	13
実現および未実現純利益	512	0.66	71
運用による純資産の純増加	621	0.78	84
分配金	(150)	(0.18)	(19)
純資産価格 - 期末現在	10,146	10.62	1,146
トータル・リターン ⁽²⁾	6.47%	7.86%	
割合 / 補足的情報：			
純資産 - 期末現在	6,544,140千円	36,898千米ドル	3,982,032千円
平均純資産に対する費用の割合 ⁽³⁾	1.58%	1.58%	
平均純資産に対する純投資収益の割合 ⁽³⁾	2.26%	2.26%	

(1) 期間中の平均発行済受益証券口数を利用して計算された。

(2) 一年未満の期間については年率換算されていない。

(3) 年率ベースで計算された。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

(2) 投資有価証券明細表等

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド
投資有価証券明細表(未監査)
2019年8月31日現在
(米ドルで表示)

通貨	元本金額	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値
債券(95.8%)				
オーストラリア(4.3%)				
社債(4.3%)				
		BHP Billiton Finance Ltd.		
ユーロ	2,450,000	4.75% due 04/22/76	2.9	2,889,587
英ポンド	989,000	6.50% due 10/22/77	1.4	1,365,176
		社債合計		4,254,763
		オーストラリア合計		4,254,763
ベルギー(2.2%)				
社債(2.2%)				
		Elia System Operator S.A.		
ユーロ	600,000	2.75% due 09/05/23 ⁽¹⁾	0.7	703,079
		Solvay S.A.		
ユーロ	1,200,000	4.25% due 12/04/23 ⁽¹⁾	1.5	1,459,930
		社債合計		2,163,009
		ベルギー合計		2,163,009
カナダ(7.3%)				
社債(7.3%)				
		Enbridge, Inc.		
米ドル	3,309,000	5.50% due 07/15/77	3.4	3,318,430
米ドル	360,000	6.00% due 01/15/77	0.4	376,906
		Transcanada Trust		
米ドル	3,400,000	5.30% due 03/15/77	3.4	3,374,500
米ドル	100,000	5.88% due 08/15/76	0.1	105,500
		社債合計		7,175,336
		カナダ合計		7,175,336
デンマーク(3.7%)				
社債(3.7%)				
		Orsted AS ⁽²⁾		
ユーロ	3,100,000	2.25% due 11/24/17	3.7	3,601,979
		社債合計		3,601,979
		デンマーク合計		3,601,979
フランス(12.1%)				
社債(12.1%)				
		Accor S.A.		
ユーロ	1,000,000	4.38% due 01/30/24 ⁽¹⁾	1.2	1,201,739
		Arkema S.A.		
ユーロ	900,000	2.75% due 06/17/24 ⁽¹⁾	1.1	1,040,544
		Danone S.A.		
ユーロ	1,000,000	1.75% due 06/23/23 ⁽¹⁾	1.1	1,131,534

通貨	元本金額	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値
		Engie S.A.		
ユーロ	2,900,000	1.38% due 01/16/23 ⁽¹⁾	3.3	3,241,529
		Orange S.A.		
ユーロ	2,500,000	2.38% due 01/15/25 ⁽¹⁾	2.9	2,904,096
ユーロ	870,000	5.25% due 02/07/24 ⁽¹⁾	1.2	1,133,762
		Solvay Finance S.A.		
ユーロ	100,000	5.87% due 06/03/24 ⁽¹⁾	0.1	130,840
		TOTAL S.A.		
ユーロ	1,000,000	2.71% due 05/05/23 ⁽¹⁾	1.2	1,186,597
		社債合計		11,970,641
		フランス合計		11,970,641
		ドイツ（10.5%）		
		社債（10.5%）		
		Bayer AG		
ユーロ	7,081,000	2.38% due 04/02/75	8.0	7,915,701
		Bertelsmann SE & Co. KGaA		
ユーロ	100,000	3.00% due 04/23/75	0.1	117,259
		EnBW Energie Baden-Wuerttemberg AG		
ユーロ	1,565,000	3.63% due 04/02/76	1.8	1,811,070
		Evonik Industries AG		
ユーロ	522,000	2.13% due 07/07/77	0.6	596,409
		社債合計		10,440,439
		ドイツ合計		10,440,439
		イタリア（3.1%）		
		社債（3.1%）		
		Enel SpA		
ユーロ	1,867,000	2.50% due 11/24/78	2.2	2,120,980
英ポンド	675,000	6.63% due 09/15/76	0.9	898,088
		社債合計		3,019,068
		イタリア合計		3,019,068
		ルクセンブルグ（1.2%）		
		社債（1.2%）		
		Grand City Properties S.A.		
ユーロ	1,000,000	2.50% due 07/24/23 ⁽¹⁾	1.1	1,104,996
		SES S.A.		
ユーロ	100,000	4.63% due 01/02/22 ⁽¹⁾	0.1	117,834
		社債合計		1,222,830
		ルクセンブルグ合計		1,222,830
		オランダ（11.5%）		
		社債（11.5%）		
		Telefonica Europe BV		
ユーロ	2,800,000	2.63% due 03/07/23 ⁽¹⁾	3.2	3,137,770
		TenneT Holding BV		
ユーロ	100,000	3.00% due 03/01/24 ⁽¹⁾	0.1	119,481
		Volkswagen International Finance NV		
ユーロ	3,600,000	2.70% due 12/14/22 ⁽¹⁾	4.2	4,087,201
ユーロ	3,400,000	3.88% due 06/14/27 ⁽¹⁾	4.0	3,943,631
		社債合計		11,288,083
		オランダ合計		11,288,083

通貨	元本金額	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値
スウェーデン(3.8%)				
社債(3.8%)				
		Fastighets AB Balder		
ユーロ	500,000	3.00% due 03/07/78	0.6	558,884
		Volvo Treasury AB		
ユーロ	2,560,000	4.85% due 03/10/78	3.2	3,185,696
社債合計				3,744,580
スウェーデン合計				3,744,580
英国(27.1%)				
社債(27.1%)				
		Centrica PLC		
ユーロ	440,000	3.00% due 04/10/76	0.5	491,818
英ポンド	3,289,000	5.25% due 04/10/75	4.3	4,255,853
		NGG Finance PLC		
ユーロ	925,000	4.25% due 06/18/76	1.1	1,049,552
英ポンド	6,006,000	5.63% due 06/18/73	8.3	8,155,564
		SSE PLC		
米ドル	8,591,000	4.75% due 09/16/77	8.7	8,619,608
		Vodafone Group PLC		
ユーロ	3,577,000	3.10% due 01/03/79	4.2	4,140,589
社債合計				26,712,984
英国合計				26,712,984
米国(9.0%)				
社債(9.0%)				
		Enterprise Products Operating LLC		
米ドル	4,647,000	5.38% due 02/15/78	4.6	4,528,037
		NextEra Energy Capital Holdings, Inc.		
米ドル	4,290,000	4.80% due 12/01/77	4.4	4,293,475
社債合計				8,821,512
米国合計				8,821,512
債券合計(費用 96,543,566米ドル)				94,415,224
投資有価証券合計(費用 96,543,566米ドル)			95.8	94,415,224
負債を超える現金およびその他の資産			4.2	4,135,124
純資産			100.0	98,550,348
				(10,635,553,556円)

(1)永久債券。表示されている満期日は次の償還日を示す。

(2)当該債券の満期日は2017年11月24日である。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

ファンド・レベルの為替先渡し契約

買付通貨	取引先	想定元本	決済日	売付通貨	想定元本	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 (評価損) (米ドル)	未実現純 評価益/ (評価損) (米ドル)
ユーロ	Goldman Sachs	50,972	2019年10月17日	米ドル	(56,691)	-	(367)	(367)
ユーロ	Goldman Sachs	347,718	2019年10月17日	米ドル	(389,311)	-	(5,082)	(5,082)
ユーロ	State Street Bank and Trust Co.	496,569	2019年10月17日	米ドル	(552,001)	-	(3,292)	(3,292)
ユーロ	State Street Bank and Trust Co.	287,891	2019年10月17日	米ドル	(325,607)	-	(7,488)	(7,488)
ユーロ	Westpac Banking Corporation	688,035	2019年10月17日	英ポンド	(619,589)	18,282	(13,966)	4,316
ユーロ	Westpac Banking Corporation	2,191,781	2019年10月17日	英ポンド	(2,000,000)	-	(18,287)	(18,287)
ユーロ	Westpac Banking Corporation	351,108	2019年10月17日	米ドル	(391,213)	-	(3,239)	(3,239)
ユーロ	Westpac Banking Corporation	379,749	2019年10月17日	米ドル	(423,419)	-	(3,797)	(3,797)
ユーロ	Westpac Banking Corporation	229,203	2019年10月17日	米ドル	(258,328)	-	(5,059)	(5,059)
ユーロ	Westpac Banking Corporation	202,766	2019年10月17日	米ドル	(225,755)	-	(1,699)	(1,699)
ユーロ	Westpac Banking Corporation	617,764	2019年10月17日	米ドル	(692,928)	-	(10,298)	(10,298)
ユーロ	Westpac Banking Corporation	273,752	2019年10月17日	米ドル	(309,515)	-	(7,019)	(7,019)
ユーロ	Westpac Banking Corporation	183,090	2019年10月17日	米ドル	(207,662)	-	(5,348)	(5,348)
ユーロ	Westpac Banking Corporation	1,558,925	2019年10月17日	米ドル	(1,767,320)	-	(44,708)	(44,708)
ユーロ	Westpac Banking Corporation	236,184	2019年10月17日	米ドル	(267,896)	-	(6,912)	(6,912)
ユーロ	Westpac Banking Corporation	4,710,569	2019年10月17日	米ドル	(5,326,287)	-	(121,106)	(121,106)
ユーロ	Westpac Banking Corporation	1,343,600	2019年10月17日	米ドル	(1,516,598)	-	(31,919)	(31,919)
ユーロ	Westpac Banking Corporation	364,177	2019年10月17日	米ドル	(407,910)	-	(5,494)	(5,494)
英ポンド	Royal Bank of Canada	194,129	2019年10月17日	米ドル	(236,771)	86	-	86
英ポンド	Royal Bank of Canada	286,396	2019年10月17日	米ドル	(349,969)	-	(536)	(536)
英ポンド	Westpac Banking Corporation	230,373	2019年10月17日	米ドル	(288,598)	-	(7,519)	(7,519)
米ドル	Goldman Sachs	281,931	2019年10月17日	ユーロ	(251,943)	3,533	-	3,533
米ドル	Goldman Sachs	286,947	2019年10月17日	ユーロ	(253,844)	6,449	-	6,449
米ドル	Goldman Sachs	358,284	2019年10月17日	ユーロ	(321,980)	2,496	-	2,496
米ドル	Goldman Sachs	366,210	2019年10月17日	ユーロ	(324,795)	7,312	-	7,312

米ドル	Goldman Sachs	397,308	2019年10月17日	ユーロ	(354,618)	5,455	-	5,455
米ドル	Royal Bank of Canada	49	2019年10月17日	日本円	(5,324)	-	(1)	(1)
米ドル	Westpac Banking Corporation	264,808	2019年10月17日	英ポンド	(217,656)	-	(755)	(755)
米ドル	Westpac Banking Corporation	1,083,998	2019年10月17日	英ポンド	(889,276)	-	(1,010)	(1,010)
米ドル	Westpac Banking Corporation	11,923,728	2019年10月17日	英ポンド	(9,525,342)	301,830	-	301,830
米ドル	Westpac Banking Corporation	71,952,278	2019年10月17日	ユーロ	(63,744,701)	1,514,355	-	1,514,355
						<u>1,859,798</u>	<u>(304,901)</u>	<u>1,554,897</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

円クラス為替先渡し契約

買付通貨	取引先	想定元本	決済日	売付通貨	想定元本	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 (評価損) (米ドル)	未実現純 評価益/ (評価損) (米ドル)
日本円	Goldman Sachs	19,842,445	2019年10月17日	米ドル	(188,405)	-	(875)	(875)
日本円	Goldman Sachs	33,582,671	2019年10月17日	米ドル	(316,670)	719	-	719
日本円	Goldman Sachs	23,124,017	2019年10月17日	米ドル	(218,407)	138	-	138
日本円	Goldman Sachs	25,749,351	2019年10月17日	米ドル	(245,676)	-	(2,320)	(2,320)
日本円	Goldman Sachs	22,692,146	2019年10月17日	米ドル	(214,152)	311	-	311
日本円	Goldman Sachs	27,896,417	2019年10月17日	米ドル	(265,468)	-	(1,819)	(1,819)
日本円	Goldman Sachs	20,632,227	2019年10月17日	米ドル	(190,907)	4,088	-	4,088
日本円	Goldman Sachs	30,698,870	2019年10月17日	米ドル	(284,079)	6,055	-	6,055
日本円	Goldman Sachs	27,986,872	2019年10月17日	米ドル	(261,301)	3,202	-	3,202
日本円	State Street Bank and Trust Co.	7,401,516,821	2019年10月17日	米ドル	(68,455,234)	1,496,390	-	1,496,390
日本円	Westpac Banking Corporation	20,729,298	2019年10月17日	米ドル	(193,341)	2,571	-	2,571
日本円	Westpac Banking Corporation	2,212,023	2019年10月17日	米ドル	(20,594)	312	-	312
米ドル	Citibank NA	881,978	2019年10月17日	日本円	(94,987,588)	-	(15,748)	(15,748)
米ドル	Citibank NA	182,104	2019年10月17日	日本円	(19,607,185)	-	(3,203)	(3,203)
米ドル	Goldman Sachs	193,762	2019年10月17日	日本円	(20,921,476)	-	(3,967)	(3,967)
米ドル	Goldman Sachs	198,204	2019年10月17日	日本円	(20,986,215)	-	(137)	(137)
米ドル	Goldman Sachs	279,161	2019年10月17日	日本円	(29,437,745)	945	-	945
米ドル	State Street Bank and Trust Co.	3,589,098	2019年10月17日	日本円	(388,060,460)	-	(78,456)	(78,456)
米ドル	Westpac Banking Corporation	704,468	2019年10月17日	日本円	(75,504,223)	-	(9,121)	(9,121)
米ドル	Westpac Banking Corporation	159,925	2019年10月17日	日本円	(17,122,935)	-	(1,904)	(1,904)
米ドル	Westpac Banking Corporation	133,202	2019年10月17日	日本円	(14,374,360)	-	(2,649)	(2,649)
米ドル	Westpac Banking Corporation	156,189	2019年10月17日	日本円	(16,540,113)	-	(132)	(132)
米ドル	Westpac Banking Corporation	297,431	2019年10月17日	日本円	(31,478,000)	-	(67)	(67)
米ドル	Westpac Banking Corporation	226,730	2019年10月17日	日本円	(23,880,165)	1,039	-	1,039
米ドル	Westpac Banking Corporation	443,218	2019年10月17日	日本円	(46,971,559)	-	(710)	(710)
米ドル	Westpac Banking Corporation	390,779	2019年10月17日	日本円	(41,204,976)	1,351	-	1,351
米ドル	Westpac Banking Corporation	302,958	2019年10月17日	日本円	(32,727,136)	-	(6,346)	(6,346)

米ドル	Westpac Banking Corporation	116,104	2019年10月17日	日本円	(12,252,764)	303	-	303
米ドル	Westpac Banking Corporation	553,884	2019年10月17日	日本円	(58,460,226)	1,377	-	1,377
米ドル	Westpac Banking Corporation	359,685	2019年10月17日	日本円	(37,970,357)	828	-	828
米ドル	Westpac Banking Corporation	221,352	2019年10月17日	日本円	(23,805,930)	-	(3,638)	(3,638)
米ドル	Westpac Banking Corporation	251,310	2019年10月17日	日本円	(27,069,100)	-	(4,520)	(4,520)
米ドル	Westpac Banking Corporation	220,760	2019年10月17日	日本円	(23,634,228)	-	(2,607)	(2,607)
米ドル	Westpac Banking Corporation	15,598	2019年10月17日	日本円	(1,676,119)	-	(243)	(243)
						<u>1,519,629</u>	<u>(138,462)</u>	<u>1,381,167</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

財務書類に対する注記（未監査）

2019年8月31日に終了した期間

注1 - 組成

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、日興AMオフショア・ファンズのシリーズ・トラストであり、ケイマン諸島の法律に準拠し、2016年12月16日付の追補証書（以下「追補証書」といいます。）に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。日興AMオフショア・ファンズは、ケイマン諸島の法律に準拠し、2012年10月15日付のマスター信託証書（以下「マスター信託証書」といいます。）に従って設立されており、ミューチュアル・ファンド法（2009年改正）第4条第1項（a）に基づき、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）から免許を交付されています。ファンドは、2017年2月22日に運用を開始しました。

ファンドの資産は、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）により、日次単位で管理されています。管理会社は、投資顧問業務を日興アセットマネジメント株式会社（以下「投資顧問会社」といいます。）に委託しています。投資顧問会社は、投資顧問業務をニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC（以下「副投資顧問会社」といいます。）に委託しています。ファンドの管理事務は、ニューヨーク州の法律に準拠して設立されたリミテッド・パートナーシップであるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「保管会社」および「副管理事務代行会社」といいます。）に委託されています。

ファンドの投資目的は、配当収益および値上がり益により中長期のトータル・リターンを実現することです。ファンドは、非金融会社である発行体により発行され、ムーディーズ、S & Pまたはフィッチから格付が付与された投資適格および投資不適格の双方のハイブリッド証券に主として投資するものとします。ポートフォリオの平均格付は、BBB-またはBaa3以上とします（平均格付の計算にあたっては、各コーポレート・ハイブリッド証券に対する格付のうち、上記格付機関の最も高い格付をもって平均を求めます。）。

コーポレート・ハイブリッド負債証券は、一般に発行体が利息の支払いと引き換えに投資家から金銭を借り入れるための手段を提供する、株式と債券の両方の特徴を兼ね備えた仕組商品です。発行体企業は、自己資本水準の引き上げ、加重平均資本コストの引き下げ、資金調達源の分散化や信用格付の管理をはじめとした様々な理由でハイブリッド証券を利用することがあります。条件の標準化が進んでいますが、各商品に固有の特徴（支払条件、負債比率のような特性、期間、適用利率等）は変更される可能性があります。

ファンドは、政府や政府関係機関が発行する固定金利および変動金利の負債証券（債券を含みます。）にも投資することがあります。

デリバティブ商品は、専ら効率的なポートフォリオ管理および/または投資を目的としてのみ利用されます。

ファンドの資産は、一または複数の通貨により保有される可能性があります。ファンドは、原則として、各クラスの表示通貨（米ドルクラスは米ドル、円クラスは日本円）と投資先ポートフォリオの資産の通貨との間で為替取引を行います。ただし、円クラスのヘッジは、米ドルを通じて行われる可能性があります。

追補証書およびマスター信託証書の規定に従い、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」および「管理事務代行会社」といいます。）がファンドの受託会社として任命されています。

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社を代行協会員（以下「代行協会員」といいます。）に選任し、同社または管理会社がファンドの販売会社として随時選任するその他の者もしくは機関を日本における受益証券の販売会社（以下「販売会社」といいます。）に選任しました。

注2 - 重要な会計方針の概要

ファンドは、財務会計基準審議会（以下「FASB」といいます。）制定の会計基準コーディフィケーション（以下「ASC」といいます。）第946号における財務会計報告に関する指針に従う投資信託会社です。

ファンドの財務書類は、2019年3月1日から2019年8月31日までの期間を反映しています。

見積りの使用

当財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「米国GAAP」といいます。）に基づいて作成されています。米国GAAPに基づいた財務書類の作成にあたり、ファンドの経営陣は、財務書類の日付現在の資産および負債の報告金額ならびに偶発資産および負債の開示、ならびに報告対象期間の収益および費用の報告金額に影響を与えるような見積りおよび仮定を行わなければなりません。実績額（公正価値で評価された投資対象の売却により実現した最終的な金額を含みます。）と見積額との間に差異が生じる場合があり、かかる差異は重大なものである可能性があります。

会計処理の前提

証券取引および契約に基づく取引は、取引日／契約日ベースで計上されます。受取利息は、適用ある源泉徴収税を控除した実効利回りベースで計上されます。利息費用およびその他の費用は、発生主義により計上されます。証券取引の実現損益は、売却または補償された有価証券の平均取得原価に基づいて計算されます。投資対象の評価額の変動は、運用計算書上、未実現評価益または評価損として計上されます。

投資対象の評価

当該債券およびその他の債務証券は、制限付有価証券を含めて（短期債は除きますが、上場株式等は含みます。）公正価値で評価され、公正価値は、その有価証券が通常取引される主たる市場における最終の売買価格（この価格は、価格決定業者（かかる業者を利用することは、投資顧問会社により承認されています。）の提供した評価額に基づくものです。）または売買がまったく行われなかった場合は、その有価証券のマーケット・メーカーであるブローカーが提供した、評価日における買呼値となります。満期日まで12ヶ月未満となったすべての債務証券は、原則として、満期日までの実効利回り累積/償却法により導かれた償却原価に、市場価格との比較に基づく調整を適宜加えた値を用いて、公正価値で評価されます。

米国GAAPに準拠した公正価値の測定および開示に関する当局の指針に従い、ファンドは、公正価値の測定に用いられる評価技法よりもインプットを優先させるヒエラルキーにより、投資対象の公正価値を開示します。かかる優先順位においては、同一の資産または負債に係る活発な市場における未調整相場価格に基づく評価額が最も優先され（レベル1測定）、当該評価のために重要かつ観測不能なインプットに基づく評価額は、最も下位の優先度（レベル3測定）となります。上記指針は、以下のとおり3つのレベルの公正価値ヒエラルキーを設定しています。

- ・レベル1 - 同一の投資対象に係る活発な市場であって測定日現在ファンドがアクセス可能なものにおける未調整相場価格を反映するインプット。
- ・レベル2 - 資産または負債に関する直接的または間接的に重要かつ観測可能な、相場価格以外のインプット（活発ではないとみなされる市場におけるインプットを含みます。）。
- ・レベル3 - 重要かつ観測不能なインプット。

様々な評価手法の適用にあたってインプットが使用され、インプットは、市場参加者が評価を決定するにあたり用いる広範な仮定（リスクに関する仮定を含みます。）を前提とします。インプットには価格情報、個別および広範囲の信用情報、流動性に係る統計、ならびにその他の要因が含まれます。ある金融商品の公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、当該公正価値測定において重要なインプットのレベルのうち最も下位のものに基づきます。しかしながら、何をもって「観測可能」とするかの決定に際しては、投資顧問会社による重要な判断が必要です。投資顧問会社は、観測可能なデータとは、容易に入手可能な市場情報であって、定期的に配信または更新され、信頼性がある検証可能であり、専有でなく、関連する市場に活発に関与している独立した情報源により提供されるものとみなします。当該ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、当該金融商品の価格設定の透明性を基礎としており、投資顧問会社の認識する当該商品のリスクには必ずしも対応しません。

評価額が活発な市場の相場価格に基づいており、したがってレベル1に分類される投資対象には、活発に取引されている株式、一定の米国政府債券およびソブリン債、ならびに一定の短期金融証券が含まれます。投資顧問会社は、ファンドが多額のポジションを保有し、売却により相場価格に影響を及ぼす可能性が合理的に存在するような状況であっても、かかる金融商品の相場価格に調整を行わない見込みです。

活発ではないとみなされる市場において取引されるものの、市場相場価格、ディーラーの気配値、または観測可能なインプットにより支えられる代替的な価格形成情報源に基づいて評価される投資対象は、レベル2に分類されます。かかる分類には、投資適格債券、短期投資、および為替先渡し契約が含まれます。レベル2の投資対象には、活発な市場で取引されていないポジションおよび／または譲渡制限の付されたポジションが含まれるため、評価額は、流動性の欠如および／または非譲渡性（これらは通常、入手可能な市場情報に基づくものです。）を反映するよう調整される場合があります。

レベル3に分類される投資対象には、取引頻度の低さが見込まれることから、重要かつ観測不能なインプットが含まれます。レベル3の金融商品には、資産担保証券および不動産抵当担保証券が含まれます。これらの有価証券の観測可能な価格が入手可能ではない場合、ファンドは公正価値を測定するために評価技法を用います。

有価証券の評価に用いられるインプットまたは手法は、必ずしも当該有価証券への投資に伴うリスクを示すものではありません。

以下の表は、2019年8月31日現在の資産負債計算書に計上された金融商品を、内容別および評価ヒエラルキーのレベル別に示したものです。かかる金融商品の詳細な分類については、投資有価証券明細表に表示されています。当期間中、レベル間の移動はありませんでした。

資産の公正価値

（単位：米ドル）

	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値 (2019年8月31日現在)
債券	-	94,415,224	-	94,415,224
為替先渡し契約	-	3,379,427	-	3,379,427
合計	-	97,794,651	-	97,794,651

負債の公正価値

(単位：米ドル)

	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値 (2019年8月31日現在)
為替先渡し契約	-	443,363	-	443,363
合計	-	443,363	-	443,363

外貨換算

米ドル（以下「米ドル」または「機能通貨」といいます。）以外の通貨で保有される資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで機能通貨に換算されます。収益および費用は、当該収益または費用が発生した日現在の実勢為替レートで換算されます。外国為替取引により生じた実現損益および未実現損益は、当該取引の発生した期間における運用計算書に含まれます。

ファンドでは、投資対象に係る為替レートの変化に起因して生じた実績部分を、保有する有価証券の市場価格の変化により生じた変動と区別しません。かかる変動は、投資対象に係る実現純損益および未実現純損益に含まれます。

所得税

ケイマン諸島の現行法上、ファンドに課せられる所得税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税またはその他の税金は存在しません。ケイマン諸島以外の一定の法域において、ファンドが受け取る配当および利息に対し、外国の源泉徴収税を課せられる場合があります。かかる法域において、ファンドに由来するキャピタル・ゲインは通常、外国の所得税または源泉徴収税を免除されることとなります。ファンドは、いかなる法域においても所得税を課せられることのないように事業を営む意向です。したがって、財務書類上、所得税引当金は設定されたことはありません。受益者は、その個別の事情に応じて、ファンドの課税基準所得の持分相当分に対し、課税されることがあります。

ファンドは、税務ポジションの不確実性に係る会計処理および開示に関する当局の指針（FASB制定のASC第740号）に従います。かかる指針により、管理会社は、ファンドの税務ポジションが、適用ある税務当局の審査の結果、認められる可能性が認められない可能性を上回るかどうか、判断しなければなりません。かかる判断には、当該ポジションの技術的利点に基づき、関連する不服申し立てまたは訴訟手続を決議することも含まれます。認定の最低基準を満たすであろう税務ポジションに関しては、財務書類上に認識される税務ベネフィットは、関連する税務当局との最終的な解決を経て実現される最大ベネフィットの可能性が50%を上回ることにより縮小します。管理会社は、この当局指針に基づく財務書類に対する影響は、ごくわずかまたはゼロであると判断しました。

為替先渡し契約

ファンドは、米ドル以外の通貨建ての投資対象の全部もしくは一部に係る為替リスクに対するヘッジまたは効率的なポートフォリオ管理を目的として、為替先渡し契約を締結することがあります。為替先渡し契約を締結する場合、ファンドは、確定金額の外貨を合意済みの価格により合意済みの将来の期日に受け取ることまたは引き渡すことに合意します。こうした契約では、日々評価が行われ、契約上のファンドの純持分（該当する契約に係る未実現評価益／（評価損）を表し、契約締結日現在の先渡し為替レートと報告日現在の先渡し為替レートとの差により測定されます。）は、資産負債計算書に計上されます。実現損益および未実現損益は、運用計算書に計上されます。

こうした金融商品には、資産負債計算書に認識される金額を超える市場リスクもしくは信用リスクまたはその両方のリスクが伴います。リスクは、カウンターパーティが契約条件を履行できなくなる可能性から生じ、また、通貨の価値、有価証券の評価額および金利の変動から生じます。クラス・レベルのヘッジに加えて、ファンドには当期間中、為替先渡し契約39件（その平均想定元本は9,770,787米ドル、満期日までの平均残存期間は64日間です。）により3,030,223米ドルの実現純利益がありました。また、ファンドには当期間中、円ヘッジ・クラス・レベルで保有される為替先渡し契約17件（その平均想定元本は17,890,806米ドル、満期日までの平均残存期間は80日間です。）により1,048,321米ドルの実現純損失がありました。

現金および外貨

現金および外貨は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーの保有するすべての通貨ならびにその他の金融機関への翌日物預金および短期預金により構成されます。

注3 - 受益証券

ファンドの純資産は、円クラス受益証券および米ドルクラス受益証券に分類されます。受益証券は、円建ておよび米ドル建てです。円クラス受益証券および米ドルクラス受益証券は、以下に該当しない者、法人または主体のような適格投資家によって入手可能です。（ ）米国の市民もしくは居住者、米国に設立されたもしくは存続するパートナーシップまたは米国の法律に準拠して設立されたもしくは存続する法人、トラストもしくはその他の主体、（ ）ケイマン諸島に居住するもしくは住所を置く者（慈善信託もしくは団体またはケイマン諸島の特例会社もしくは非居住会社を除きます。）、（ ）適用法に違反することなく受益証券の申込みもしくは保有を行うことができない者、または（ ）上記（ ）から（ ）に規定される者、法人もしくは主体の保管者、名義人もしくは受託者。

管理会社は、受益者に対する事前の通知または受益者の書面による同意なしに、ファンドの一または複数のクラスの受益証券の発行を決定することができます。

円クラス受益証券および米ドルクラス受益証券に帰属するすべての純資産は、1種類の受益者に保有されます。

	（単位：米ドル）		
	円クラス	米ドルクラス	ファンド 合計
2019年2月28日現在の残高	64,448,072	47,211,429	111,659,501
期間中の申込み	1,475,131	303,895	1,779,026
期間中の買戻し	(10,348,524)	(13,107,380)	(23,455,904)
分配金	(971,415)	(737,573)	(1,708,988)
運用による純資産の純増加	7,049,570	3,227,143	10,276,713
2019年8月31日現在の純資産	61,652,834	36,897,514	98,550,348
2019年2月28日現在の発行済受益証券口数	741,514口	4,714,001口	5,455,515口
期間中に発行された受益証券	16,546口	29,697口	46,243口
期間中に買い戻された受益証券	(113,057)口	(1,270,430)口	(1,383,487)口
2019年8月31日現在の発行済受益証券口数	645,003口	3,473,268口	4,118,271口
2019年8月31日現在の受益証券1口当たり純資産価格	95.59	10.62	

受益証券の申込み

米ドルクラス受益証券は、受益証券1口当たり10.00米ドルの当初発行価格で当初発行されました。円クラス受益証券は、受益証券1口当たり10,000円の当初発行価格で当初発行されました。当初払込日以降の申込者1人当たりの米ドルクラス受益証券の最低当初申込口数は、受益証券について10口以上1口単位です。申込者1人当たりの円クラス受益証券の最低当初申込口数は、受益証券について1口以上1口単位です。

管理会社は随時、その単独の裁量により上記記載の最低当初申込口数（金額）および最低追加申込口数（金額）を放棄または変更することができます。

申込手数料

申込者は、申込金額に加えて、申込金額の最大3%（適用ある税金を除きます。）の申込手数料を販売会社に支払わなければなりません。

受益証券の買戻し

ファンドは、負債と株主資本の区別に関する当局の指針に従って買戻しを認識します。買戻しは、米ドル、日本円または受益証券で表示されるかを問わず、買戻通知で要求される米ドル、日本円および受益証券の額のそれぞれが確定した時点（一般的に要求の性質により通知の受領時または会計年度末日のいずれかにおいて起きる可能性があります。）で負債として認識されます。その結果、期間末以降に支払われた買戻額は、期間末の純資産に基づきますが、2019年8月31日現在に支払われる買戻額として反映されています。2019年8月31日現在において、787,586米ドルの未払買戻額があり、それは資産負債計算書における買戻済受益証券に係る未払金に含まれています。

受益者による受益証券の買戻し

各受益者は、買戻しが管理会社により中断されていない限り、ファンドによる受益証券の買戻しを請求することができます。受益証券は、当該買戻日（各評価日またはファンドに関して管理会社が随時決定することのできるその他の日）における受益証券1口当たり純資産価格で毎日買い戻されます。5年を超えて保有する受益証券の買戻しについては、買戻し手数料は課されません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、ファンドのクラスの受益証券がかかるファンドにとって適格投資家でない者によりもしくはかかる者のために保有されており、またはその保有によりトラストもしくはファンドが登録義務を負い、税金を課されもしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断した場合、または受託会社もしくは管理会社が、かかる受益証券の申込みもしくは購入の資金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由を有する場合、または理由の如何にかかわらず（受託会社または管理会社が受益者に理由を開示しないことができます。）受託会社または管理会社がその絶対的な裁量により、関連するクラスの受益者またはファンド全体の受益者の利益を考慮し、適切と考えたと判断した場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その保有者に対して、かかる受益証券を10日以内に売却し（「受益証券の譲渡」に定める規定に従います。）、かかる売却の証拠を受託会社および管理会社に提供するように命令することができ、上記が満たされない場合、管理会社はかかる受益証券を買い戻すことができます。

ファンドの終了

終了により、管理会社はファンドのすべての資産を換金し、適切に支払われるべきすべての負債の適切な引当金および終了に関する費用の留保準備金の支払いまたは留保後、受託会社は当該換金の手取金を受益者にファンドの終了日現在のファンドにおける各持分に応じて按分して分配するものとします。

受益者に対する分配

管理会社は、その単独の裁量により、2017年6月から分配を宣言することができます。分配は、各分配基準日に宣言され、各分配落ち日に計算されます。分配期間とは、直前の分配基準日の翌暦日に開始し、分配基準日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。分配金は、関連する分配日に支払われます。ただし、各クラスの受益証券について宣言されたかかる分配金（もしあれば）は、ファンドの収益、実現/未実現のキャピタル・ゲインおよび管理会社が決定する当該クラスの受益証券に帰属する分配可能なファンドの資金から支払われます。

受益者に対する分配の宣言により、受益証券1口当たりのクラス・レベルの純資産価格は、相当する受益者1人当たりのクラス・レベルの受益証券口数に影響を与えることなく下落します。これにより、ファンドに対する受益者の投資全体が減少します。さらに、事業成績に起因するファンドの純資産の純増を超える年度中の分配により、分配の一部が資本収益となります。

分配金（もしあれば）の額は、管理会社の単独の裁量により決定され、各（またはいずれかの）分配期間において分配が行われるという表明または保証はなされていません。

資本

受益証券1口当たり純資産価格は、各取引日（各評価日またはファンドに関して管理会社が随時決定することのできるその他の日）につき、ファンドの資産および負債（ファンドの発生した報酬および費用を含みます。）の差額を発行済受益証券口数で除して、計算されます。

信託証書には、ファンドにおける発行予定の受益証券口数は、管理会社の決定どおりに制限がないものとし、無額面であるものとする旨が定められています。

注4 - デリバティブ金融商品

ASC第815-10-50号により、デリバティブ商品およびヘッジ活動について開示がなされなければなりません。それにより、ファンドは、a) 事業体がデリバティブ商品を利用する方法および理由、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ項目がどのように計上されているか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ項目がどのように事業体の財務状態、財務業績およびキャッシュ・フローに影響を与えるかについて開示することが求められています。

ファンドは、各商品の主要なリスク・エクスポージャーを為替リスクとして、主にヘッジ目的で、先渡しデリバティブ商品を取引しています。ファンドが保有する為替先渡し契約は、会計処理上ASC第815号の要件に従い、ヘッジとはみなされません。このようなデリバティブ商品の公正価値は、資産負債計算書に実現利益／（損失）として反映された公正価値の変動と共に計上されるか、またはデリバティブに係る未実現評価益／（評価損）純変動として運用計算書上に計上されます（注2）。

ファンドは、カウンターパーティ・リスクを軽減するためにカウンターパーティと国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約（以下「ISDAマスター契約」といいます。）を締結することができます。ISDAマスター契約は、以後のすべてのデリバティブ取引に関する双務的条件を含み、一般的にファンドおよびそのカウンターパーティで交渉されます。ISDAマスター契約により、信用事由または不履行が起こった場合に、カウンターパーティに対して支払うべき金額またはカウンターパーティから受け取るべき金額すべてをネットリングして一括でネット決済することができます。

ファンドは、資産負債計算書上、デリバティブ契約の債権および債務の公正価値を相殺しない選択を行いました。

2019年8月31日現在、ファンドは、マスター・ネットリング契約（以下「MNA」といいます。）に基づき相殺可能な金額およびファンドから受領した担保を控除した金額で、カウンターパーティによる以下のデリバティブ資産取引を行っております。

カウンターパーティ	(単位：米ドル)				
	MNAに服する デリバティブ 資産	相殺可能な デリバティブ	受領した 非現金担保	受領した 現金担保	デリバティブ 資産純額 ⁽¹⁾
Goldman Sachs	40,703	(14,567)	-	-	26,136
Royal Bank of Canada	86	(86)	-	-	-
State Street Bank and Trust Co.	1,496,390	(89,236)	-	-	1,407,154
Westpac Banking Corporation	1,842,248	(320,072)	-	-	1,522,176
合計	3,379,427	(423,961)	-	-	2,955,466

2019年8月31日現在、ファンドは、MNAに基づき相殺可能な金額およびファンドにより供された担保を控除した金額で、カウンターパーティによる以下のデリバティブ負債取引を行っております。

カウンターパーティ	(単位：米ドル)				
	MNAに服する デリバティブ 負債	相殺可能な デリバティブ	供された 非現金担保	供された 現金担保	デリバティブ 負債純額 ⁽¹⁾
Citibank NA	18,951	-	-	-	18,951
Goldman Sachs	14,567	(14,567)	-	-	-
Royal Bank of Canada	537	(86)	-	-	451
State Street Bank and Trust Co.	89,236	(89,236)	-	-	-
Westpac Banking Corporation	320,072	(320,072)	-	-	-
合計	443,363	(423,961)	-	-	19,402

(1)純額は、債務不履行事由の発生時におけるカウンターパーティによる債権 / 債務純額と同額です。

2019年8月31日現在、ファンドは、以下のデリバティブ取引を行っております。

ヘッジ商品として 計上されないデリバティブ	資産デリバティブ		負債デリバティブ	
	資産負債計算書 の発生項目	公正価値	資産負債計算書 の発生項目	公正価値
為替先渡し契約 (通貨リスク)	為替先渡し契約 に係る未実現 評価益	3,379,427	為替先渡し契約 に係る未実現 評価損	443,363

2019年8月31日に終了した期間の運用計算書におけるデリバティブ商品の影響額は以下のとおりです。

ヘッジ商品として 計上されない デリバティブ	(単位：米ドル)		
	デリバティブに係る 利益または（損失）の 発生項目	デリバティブに係る 実現利益または （損失）	デリバティブに係る 未実現評価益または （評価損）の変動
為替先渡し契約 (通貨リスク)	為替先渡し契約 に係る実現純損失、 為替先渡し契約 に係る未実現評価益 / （評価損）の変動	1,981,902	4,401,844

注5 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する合計年率0.65%（管理・投資顧問報酬として年率0.30%および副投資顧問報酬として年率0.35%）の管理報酬を毎月後払いにて受領することができます。また、管理会社は、ファンドの資産から、マスター信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有します。2019年8月31日に終了した期間において、管理会社は349,978米ドル（2019年8月31日現在、58,265米ドルが未払い）の報酬を得ました。

管理会社は、自身の報酬から投資顧問会社の報酬を支払います。投資顧問会社は、投資顧問会社が受領した報酬から副投資顧問会社に報酬を支払います。

注6 - 保管会社および副管理事務代行会社報酬

ファンドは、保管会社および副管理事務代行会社との間に保管および会計に関する契約を締結しており、これにより保管会社は、資産合計および取引額に基づき毎月計算され、支払われる報酬を受領します。

保管会社および副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日時点の純資産価格を基に下記の年率で計算される副管理事務代行報酬等（名義書換事務代行報酬を含みます。）を受領することができます。

0.08%	2.5億米ドル以下の部分
0.07%	2.5億米ドル超 5 億米ドル以下の部分
0.06%	5 億米ドル超の部分

当該副管理事務代行報酬等は、年間最低報酬を80,000米ドルとし、毎月後払いされます。さらに、保管会社および副管理事務代行会社は、通常の保管報酬および取引手数料を受領する権利も有します。保管会社および副管理事務代行会社が支払った実費についても全額ファンドの負担となります。

注7 - 受託会社報酬

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する年率0.015%の合計報酬（ただし、年間最低報酬を15,000米ドルとします。）を各半期に後払いにて受領することができます。2019年8月31日に終了した期間において、受託会社は8,088米ドル（2019年8月31日現在、22,683米ドルが未払い）の報酬を得ました。

注8 - 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する年率0.05%の報酬を各四半期に後払いにて受領することができます。2019年8月31日に終了した期間において、代行協会員は26,921米ドル（2019年8月31日現在、8,843米ドルが未払い）の報酬を得ました。

注9 - 販売会社報酬

販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する年率0.65%の報酬を各四半期に後払いにて受領することができます。2019年8月31日に終了した期間において、販売会社は349,976米ドル（2019年8月31日現在、114,955米ドルが未払い）の報酬を得ました。

注10 - その他の報酬および経費

ファンドの設立および受益証券の募集ならびにトラストの設立に関連する経費および費用（要求される目論見書または説明書類の作成および印刷に係る経費および費用を含みます。）は、約180,000米ドルを見込んでいます。かかる経費および費用は、受託会社が他の方法を適用すべきと判断しない限り、ファンドの最初の5計算期間内に償却される予定です。管理事務代行会社はFATCA/CRSのコンプライアンス業務として年1,500米ドルを受領します。

注11 - 財務リスクマネジメント

ファンドの活動は、市場リスク（価格リスク、金利リスクおよび為替リスクを含みます。）、信用リスクおよび流動性リスクといった多様な財務リスクにさらされています。

市場リスク

すべての投資には、元本が減少するリスクがあります。投資顧問会社は、有価証券およびその他の金融商品の慎重な選択により、かかるリスクを緩和させます。

ファンドの投資管理プロセスは、注1に記載されています。ファンドが、中長期での値上がり益および収益の実現という目的を達成することができるかどうかは、主に、投資対象ファンドへの投資の結果にかかっています。

ファンドの投資管理プロセスは、注1に記載されています。ファンドのすべての市場ポジションは、ファンドの投資顧問会社によって日々監視されています。

ファンドの投資の価値は、多数の要因（より幅広い経済の変化、金融市場および通貨市場、外国為替レート、金利の動向ならびに債券発行者の信用格付を含みますが、これらに限られません。）の影響を受けます。

ファンドは、その資産負債計算書に反映される金額を上回る市場リスクを様々な程度で有する為替先物契約を締結することがあります。かかる契約の契約金額は、これらの金融商品へのファンドの投資の度合いを表します。これらの金融商品の基礎となる外国為替レートの変動によっては、かかる契約に関連する市場リスクが生じることがあります。

その他の市場リスクおよび信用リスクには、かかる契約の市場が非流動的である可能性、かかる契約の価値の変動が原通貨の価値の変動と直接関連しない可能性、または先物契約の相手方が、当該契約の条件に従った義務の履行を怠る可能性が含まれます。ファンドの、未決済の為替先物契約の相手方の不履行に起因して損失を負うエクスポージャーは、かかる金融商品に内在する未実現評価益に限定されており、これは、資産負債計算書に計上されています。

金利リスク

金利の変動に対するファンドのエクスポージャーは、主に、ファンドによる債券契約への投資に関連します。

金利の変動はまた、ファンドが短期で売買したデリバティブ商品の評価額および価格決定にも影響を与えます。投資顧問会社は、継続的に、ファンドの金利リスクに対するエクスポージャーおよびファンドの全体的な金利感応度を定期的に監視します。

信用リスク

信用リスクは、相手方または債券発行者が、ファンドに対する条件に従った義務の履行を怠った場合に、ファンドが負う可能性のある損失を表します。市場で取引される契約の場合、取引所が個別の取引の相手方として行為するため、個別のポジションの相手方との間の受渡しのリスクを負います。ファンドの経営陣は、未決済のデリバティブ契約に関連する信用リスクがファンドの財政状態に重大な悪影響を与えとは考えていません。

米国破産法および1970年証券投資家保護法の両方が、機関の破綻、支払不能または清算時の顧客の保護を定めています。が、ファンドの資産を保管する機関が破綻した場合に、一定期間資産を使用できないか、その資産を最終的に全額回復することができないか、またはその両方により、ファンドが損失を被ることがないという確証はありません。ファンドのすべての現金が一つの機関で保管されているため、かかる損失は、重大なものになり、また、ファンドの投資目的を実現する能力を著しく損なう可能性があります。ファンドは、かかる機関が未払金を返済する義務を履行できない可能性がある限り、信用リスクを負います。

流動性リスク

投資家は、受益証券の価値が上昇することもあるれば下落することもあることにご留意ください。ファンドへの投資は一定のリスクを伴います。また、ファンドの投資目的が実現するという保証はありません。

ファンドは、日々、その受益証券の買戻しを求められる可能性があります。が、経営陣は、事業運営に必要な当面のおよび予測できる資金ならびに、必要な場合、買戻しに充てるためおよびより小規模な金額での取引を適切に反映する市場ポジションを実現するための流動性を十分に有していると信じています。ファンドがその義務を履行する能力を確実に有するよう、経営陣はかかる持高を継続的に監視しています。

2019年8月31日現在、ファンドの実質的にすべての投資は、店頭取引市場において取引されました。

為替リスク

ファンドは、主に、その機能通貨および表示通貨である米ドル建てで、投資を保有します。しかしながら、ファンドは、円クラスに帰属するファンドの純資産の価値である日本円のヘッジを行う予定です。その結果、ファンドは、円建ての円クラスの純資産のヘッジに使用した為替先物契約に関する利益または損失が発生し、かかる利益または損失は、円クラスに全額割り当てられます。かかるヘッジによる利益または損失の全額は、財務ハイライトに記載のトータル・リターンに反映されています。

投資顧問会社は、ファンドの通貨エクスポージャーを日々監視しています。

注12 - 契約義務および偶発債務

通常業務において、受託会社はファンドに代わって、様々な表明保証を含む契約を締結することができ、それらは一般補償を規定しています。一般補償は、かかる表明保証が真実でないという範囲において適用されるだけでなく、ファンドの管理事務代行会社、監査役または投資顧問会社といったファンドについて実施されたサービスに関する第三者からの要求についても補償され得ます。かかる取決めに基づく受託会社の最大のエクスポージャーについては、受託者に対してなされる未だ発生していない将来の要求の範囲においてのみエクスポージャーが発生することから、把握することができません。しかしながら、経験に基づき、受託会社は、損失リスクの隔離を図っています。

注13 - 後発事象

経営陣は、2019年10月18日（財務書類の発表日）までの後発事象のレビューを行いました。

2019年9月1日から2019年10月17日までの期間において、円クラス受益証券について82,918米ドルの申込みがあり、4,737,351米ドルの買戻しがありました。また、円クラス受益証券について284,866米ドルの分配がありました。

2019年9月1日から2019年10月17日までの期間において、米ドルクラス受益証券について153,278米ドルの申込みがあり、3,462,721米ドルの買戻しがありました。また、米ドルクラス受益証券について197,922米ドルの分配がありました。

その他ファンドに関して報告する重要な事項はありません。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

2019年9月末日現在の資本金の額は、480,000米ドル（約5,180万円）で、発行済株式数は、1株1米ドル（107.92円）の普通株式480,000株です。管理会社の授權株式資本金は、1株1米ドル（107.92円）の普通株式1,000,000株から成る1,000,000米ドル（約1億792万円）です。

管理会社は、2003年9月26日付で、普通株式30,000株をもって設立され、2007年7月30日付で普通株式450,000株が追加発行されました。

（２）事業の内容及び営業の状況

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、投資信託を設定し、管理を行うことを専業とします。

管理会社は、2019年9月末日現在、25本の投資信託の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額の概算は約5,098百万米ドル（約5,502億円）です。

（2019年9月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	管理投資信託財産の本数	純資産額の合計（通貨別）
ケイマン諸島	オープン・エンド型投資信託	11	266,534,427,461円
		14	2,631,603,471米ドル

ii) 管理会社としての役割

管理会社は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」といいます。）および管理会社の間で締結された2012年10月15日付のマスター信託証書（以下「マスター信託証書」といいます。）に基づき、ファンドの投資運用および資産の再投資について責任を負います。管理会社は、ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）の意味および目的における、日興AMオフショア・ファンズ（以下「トラスト」といいます。）および各シリーズ・トラストの「インベストメント・アドバイザー」です。

管理会社は、権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委託する権限を有し、適用法令で認められる範囲内で、すべての受任者または再受任者の行為について責任を負いません。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、関連するシリーズ・トラストの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（マスター信託証書およびその2016年12月16日付の追補証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）シリーズ・トラストの管理会社として被る可能性のある訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、当該シリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の故意の不履行、悪意、詐欺または重大な過失による作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。疑義を避けるために付言すれば、管理会社は、他のファンドに関連して発生した債務について、ファンドの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、マスター信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、適切と判断する補償条項を含む契約を、トラストまたはシリーズ・トラストを代理して、トラストまたは当該シリーズ・トラストのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する90暦日以上前の書面による通知により辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理者の任命後にのみ効力を生じるものとします。

管理会社は、マスター信託証書により付与された委託権限に従い、管理事務代行業務の一部および保管業務の一部を副管理事務代行会社および保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーに委託しています。

（３）その他

本書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- 1．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に基づき作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- 2．管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるケーピーエムジー エルエルピーの監査を受けております。なお、ケーピーエムジー エルエルピーは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
- 3．日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2019年9月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.92円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドの取締役宛の独立監査人の報告書

2019年3月31日に終了した年度

監査意見

我々は、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「当社」という。）の2019年3月31日現在の連結貸借対照表および貸借対照表、同日に終了した年度の連結包括利益計算書、連結株主資本変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書、ならびに注記2に記載される会計方針を含む関連する注記から構成される、2019年3月31日に終了した年度の法定外財務書類について監査を行った。法定外財務書類は、注記1に記載される理由により作成されている。

我々の意見では、当法定外財務書類は、

- ・当社の2019年3月31日現在の状態、ならびに同日に終了した年度のその利益について、真実かつ公正な概観を表示しており、
- ・欧州連合が採用した国際財務報告基準に準拠して適正に作成されている。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（英国）（以下「ISA (UK)」という。）および2019年5月3日付の監査契約書の条件に準拠して監査を実施した。我々の責任については、以下に記載されている。我々は、FRCの倫理基準を含む英国の倫理上の要件に基づき倫理上の責任を果たしており、かかる要件に準拠して、当社から独立した立場にある。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の充分かつ適切な根拠であると確信する。

我々の監査における英国の欧州連合離脱による不確実性の影響

ブレグジットの影響に関する不確実性は、財務書類に対する我々の監査の理解に関連している。すべての監査は、取締役が行った見積りおよび関連する開示の合理性ならびに継続会計基準に準拠した財務書類の作成の妥当性を評価かつ検証する。これらはいずれも今後の経済環境ならびに当社の将来の見通しおよび業績の評価に依拠している。

ブレグジットは英国にとって重大な経済事象の一つであり、本報告日現在、その影響は、前例のないレベルの不確実な結果をもたらし、様々な未知の影響を及ぼす可能性がある。我々は、当社の将来の見通しおよび業績を評価する際の不確実性に対応するため、事務所全体で標準化されたアプローチを適用している。しかしながら、いかなる監査においても予見できない要因または将来当社が被る可能性のあるすべての影響を予測することは期待すべきではなく、これはブレグジットに関して特に当てはまる。

継続性

取締役は、当グループの清算または業務の停止を行う意図はなく、また、当グループおよび当社の財務状態が、これが現実的であることを意味していると判断したため、継続会計基準に準拠して法定外財務書類を作成した。取締役はまた、法定外財務書類の承認日から少なくとも1年のあいだ（以下「継続可能期間」という。）に、当社の継続性に重要な疑念を生じさせる重大な不確実性が存在しないと判断した。

我々は、継続会計基準の採用が妥当ではないと判断した場合、または法定外財務書類の承認日から少なくとも1年のあいだに、かかる基準の採用に重要な疑念を生じさせる未公表の重大な不確実性が存在すると判断した場合、この点について報告しなければならない。我々は、取締役の判断に対する評価において、ブレグジットの影響を含め、当グループのビジネスモデルに付随するリスクを検討し、それらのリスクが当グループおよび当社の金融資産または継続可能期間における継続性にどのように影響する可能性があるかを解析した。これらの点において、我々が報告すべき事項はない。

しかしながら、我々が将来のすべての事象または状況を予測することは不可能であり、かつ、後発事象が、判断された当時は妥当であった判断と矛盾する結果となる可能性があるため、本監査報告書において重大な不確実性について言及がないことは、当グループが運営を継続することを保証するものではない。

その他の情報

取締役は、取締役報告書から構成されるその他の情報について責任を負っている。法定外財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって、我々は監査意見を表明せず、いかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の責任は、その他の情報を通読し、その過程において、その他の情報が、我々の法定外財務書類または我々の監査知識に基づき、重大な虚偽記載があるかどうかを考慮することにある。我々は、当該作業にのみ基づき、その他の情報においていかなる重大な虚偽記載も識別していない。

取締役の責任

英文財務書類5頁（訳注：原文の頁）の取締役の責任に関する報告書に詳述されるとおり、取締役は、真実かつ公正な概観を表示することを目的とした法定外財務書類の作成、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない法定外財務書類の作成を行うために取締役が必要と決定する内部統制、当社の継続性を評価し、それが適用される場合には、継続性に関する事項の開示、および取締役が当社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続会計基準の採用に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、法定外財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査人の報告書において監査意見を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISA (UK)に準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、法定外財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

我々の責任に関する完全な内容については、FRCのウェブサイト（www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities）で説明されている。

我々の監査の目的および我々が責任を有する当事者

我々の報告書は、契約の条件に準拠して、当社のためにのみ作成されている。我々の報告書は、我々の書面による事前承認を得ずにそのすべて（当社自身の内部使用目的を除く。）または一部を複写、参照または開示しないことを条件に、当社に対して提出されたものである。

我々の報告書は、当社の当時の必要性により決定された当社の合意による要件を満たすよう作成された。したがって、我々の報告書は、いかなる目的のため、また、いかなる文脈においても、我々に対する権利の取得を望む当社以外の者が使用または依拠できるものとみなされてはならない。当社を除き、我々の報告書またはその写しを入手し、我々の報告書（またはその一部）に依拠することを選択したいいかなる者も、自己のリスク負担においてこれを行う。ケーピーエムジー エルエルピーは、法律が認める最大限の範囲において、当社以外のいかなる者に対しても、我々の報告書に関して一切の責任を負わない。

マイケル・マクギャリー（上級法定監査人）

ケーピーエムジー エルエルピーを代表して

公認会計士

ロンドン、E14 5GL

カナダ・スクエア15

2019年8月2日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE DIRECTORS OF NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2019

Opinion

We have audited the non-statutory accounts of Nikko AM Global Cayman Ltd (the "Company") for the year ended 31 March 2019 which comprise the Consolidated Statement of Financial Position and the Company Statement of Financial Position as at 31 March 2019, the Statement of Consolidated Comprehensive Income, the Consolidated Statement of Changes in Equity, and the Consolidated Cash Flow Statement for the year then ended, and related notes including the accounting policies in note 2. The non-statutory accounts have been prepared for the reasons set out in note 1.

In our opinion the non-statutory accounts:

- give a true and fair view of the state of the Company's affairs as at 31 March 2019 and of its profit for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted by the European Union.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) ("ISAs (UK)") and the terms of our engagement letter dated 3 May 2019. Our responsibilities are described below. We have fulfilled our ethical responsibilities under, and are independent of the company in accordance with, UK ethical requirements including the FRC Ethical Standard. We believe that the audit evidence we have obtained is a sufficient and appropriate basis for our opinion.

The impact of uncertainties due to the UK exiting the European Union on our audit
Uncertainties related to the effects of Brexit are relevant to understanding our audit of the financial statements. All audits assess and challenge the reasonableness of estimates made by the directors and related disclosures and the appropriateness of the going concern basis of preparation of the financial statements. All of these depend on assessments of the future economic environment and the company's future prospects and performance.

Brexit is one of the most significant economic events for the UK, and at the date of this report its effects are subject to unprecedented levels of uncertainty of outcomes, with the full range of possible effects unknown. We applied a standardised firm-wide approach in response to that uncertainty when assessing the company's future prospects and performance. However, no audit should be expected to predict the unknowable factors or all possible future implications for a company and this is particularly the case in relation to Brexit.

Going concern

The directors have prepared the non-statutory accounts on the going concern basis as they do not intend to liquidate the group or to cease their operations, and as they have concluded that the group and the company's financial position means that this is realistic. They have also concluded that there are no material uncertainties that could have cast significant doubt over their ability to continue as a going concern for at least a year from the date of approval of the non-statutory accounts ("the going concern period").

We are required to report to you if we have concluded that the use of the going concern basis of accounting is inappropriate or there is an undisclosed material uncertainty that may cast significant doubt over the use of that basis for a period of at least a year from the date of approval of the non-statutory accounts. In our evaluation of the directors' conclusions, we considered the inherent risks to the group's business model, including the impact of Brexit, and analysed how those risks might affect the group and company's financial

resources or ability to continue operations over the going concern period. We have nothing to report in these respects.

However, as we cannot predict all future events or conditions and as subsequent events may result in outcomes that are inconsistent with judgements that were reasonable at the time they were made, the absence of reference to a material uncertainty in this auditor's report is not a guarantee that the group will continue in operation.

Other information

The directors are responsible for the other information, which comprises the director's report. Our opinion on the non-statutory accounts does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether, based on our non-statutory accounts or our audit knowledge. Based solely on that work, we have not identified material misstatements in the other information.

Directors' responsibilities

As explained more fully in their statement set out on page 5, the directors are responsible for: the preparation of the non-statutory accounts, which are intended by them to give a true and fair view; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of non-statutory accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the non-statutory accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue our opinion in an auditor's report. Reasonable assurance is a high level of assurance, but does not guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the non-statutory accounts.

A fuller description of our responsibilities is provided on the FRC's website at www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report has been prepared for the Company solely in accordance with the terms of our engagement. It has been released to the Company on the basis that our report shall not be copied, referred to or disclosed, in whole (save for the Company's own internal purposes) or in part, without our prior written consent.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

Michael McGarry (Senior Statutory Auditor)

for and on behalf of KPMG LLP

Chartered Accountants

15 Canada Square

London E14 5GL

2 August 2019

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

日興ＡＭグローバル・ケイマン・リミテッドの取締役宛の独立監査人の報告書

2018年３月31日に終了した年度

監査意見

我々は、日興ＡＭグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「当社」という。）の2018年３月31日現在の連結貸借対照表および貸借対照表、同日に終了した年度の連結包括利益計算書、連結株主資本変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報を含む関連する注記から構成される、2018年３月31日に終了した年度の法定外財務書類について監査を行った。

我々の意見では、当法定外財務書類は、

- ・当社の2018年３月31日現在の状態、ならびに同日に終了した年度のその損失について、真実かつ公正な概観を表示しており、
- ・欧州連合が採用した国際財務報告基準に準拠して適正に作成されている。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（英国）（以下「ISA（UK）」という。）および2018年５月２日付の監査契約書の条件に準拠して監査を実施した。我々の責任については、以下に記載されている。我々は、FRCの倫理基準を含む英国の倫理上の要件に基づき倫理上の責任を果たしており、かかる要件に準拠して、当社から独立した立場にある。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の充分かつ適切な根拠であると確信する。

継続性

我々は、継続会計基準の採用が妥当ではないと判断した場合、または法定外財務書類の承認日から少なくとも12ヶ月のあいだに、かかる基準の採用に重要な疑念を生じさせる未公表の重大な不確実性が存在すると判断した場合、この点について報告しなければならない。これらの点において、我々が報告すべき事項はない。

取締役の責任

英文財務書類５頁（訳注：原文の頁）の取締役の責任に関する報告書に詳述されるとおり、取締役は、真実かつ公正な概観を表示することを目的とした法定外財務書類の作成、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない法定外財務書類の作成を行うために取締役が必要と決定する内部統制、当社の継続性を評価し、それが適用される場合には、継続性に関する事項の開示、および取締役が当社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続会計基準の採用に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、法定外財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査人の報告書において監査意見を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISA（UK）に準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、法定外財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

我々の責任に関する完全な内容については、FRCのウェブサイト（www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities）で説明されている。

我々の監査の目的および我々が責任を有する当事者

我々の報告書は、契約の条件に準拠して、当社のためにのみ作成されている。我々の報告書は、我々の書面による事前承認を得ずにそのすべて（当社自身の内部使用目的を除く。）または一部を複写、参照または開示しないことを条件に、当社に対して提出されたものである。

我々の報告書は、当社の当時の必要性により決定された当社の合意による要件を満たすよう作成された。したがって、我々の報告書は、いかなる目的のため、また、いかなる文脈においても、我々に対する権利の取得を望む当社以外の者が使用または依拠できるものとみなされてはならない。当社を除き、我々の報告書またはその写しを入手し、我々の報告書（またはその一部）に依拠することを選択したいかなる者も、自己のリスク負担においてこれを行う。ケーピーエムジー エルエルピーは、法律が認める最大限の範囲において、当社以外のいかなる者に対しても、我々の報告書に関して一切の責任を負わない。

マイケル・マクギャリー（上級法定監査人）

ケーピーエムジー エルエルピーを代表して

公認会計士

ロンドン、E14 5GL

カナダ・スクエア15

2018年7月25日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE DIRECTORS OF NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2018

Opinion

We have audited the non-statutory accounts of Nikko AM Global Cayman Ltd (" the company ") for the year ended 31 March 2018 which comprise the Consolidated Statement of Financial Position and the Company Statement of Financial Position as at 31 March 2018, the Statement of Consolidated Comprehensive Income, the Consolidated Statement of Changes in Equity, and the Consolidated Cash Flow Statement for the year then ended, and related notes including the summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion the non-statutory accounts:

- give a true and fair view of the state of the Company ' s affairs as at 31 March 2018 and of its loss for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted by the European Union.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (" ISAs (UK) ") and the terms of our engagement letter dated 2 May 2018. Our responsibilities are described below. We have fulfilled our ethical responsibilities under, and are independent of the company in accordance with, UK ethical requirements including the FRC Ethical Standard. We believe that the audit evidence we have obtained is a sufficient and appropriate basis for our opinion.

Going concern

We are required to report to you if we have concluded that the use of the going concern basis of accounting is inappropriate or there is an undisclosed material uncertainty that may cast significant doubt over the use of that basis for a period of at least twelve months from the date of approval of the non-statutory accounts. We have nothing to report in these respects.

Directors' responsibilities

As explained more fully in their statement set out on page 5, the directors are responsible for: the preparation of the non-statutory accounts, which are intended by them to give a true and fair view; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of non-statutory accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the company ' s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the non-statutory accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue our opinion in an auditor's report. Reasonable assurance is a high level of assurance, but does not guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the non-statutory accounts.

A fuller description of our responsibilities is provided on the FRC's website at www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report has been prepared for the Company solely in accordance with the terms of our engagement. It has been released to the Company on the basis that our report shall not be copied, referred to or disclosed, in whole (save for the Company's own internal purposes) or in part, without our prior written consent.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

Michael McGarry (Senior Statutory Auditor)
for and on behalf of KPMG LLP
Chartered Accountants
15 Canada Square
London E14 5GL
25 July 2018

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
連結貸借対照表
2019年3月31日現在

	注記	2019年		2018年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
流動資産					
現金および現金同等物		3,938,928	425,089	2,282,080	246,282
未収金		3,190,108	344,276	4,264,282	460,201
未収収益および前払費用		71,250	7,689	71,250	7,689
流動資産合計		7,200,286	777,055	6,617,612	714,173
固定資産合計		-	-	-	-
資産合計		7,200,286	777,055	6,617,612	714,173
負債および株主資本					
流動負債					
未払費用および繰延収益		146,480	15,808	185,000	19,965
未払金		124,271	13,411	107,593	11,611
グループ事業への未払金	6	2,462,391	265,741	3,623,292	391,026
流動負債合計		2,733,142	294,961	3,915,885	422,602
株主資本					
管理会社の株主に帰属する資本金 および準備金					
株式資本（額面金額 1 米ドル、授 権株式480,000株、2019年 3 月31 日現在および2018年 3 月31日現在 の発行済株式480,000株）		480,000	51,802	480,000	51,802
利益剰余金		3,987,144	430,293	2,221,727	239,769
株主資本合計		4,467,144	482,094	2,701,727	291,570
負債および株主資本の合計		7,200,286	777,055	6,617,612	714,173

添付の注1から注8は当財務書類の一部です。

英文財務書類8頁から17頁（訳注：原文の頁）は、2019年8月2日に取締役会の書面決議により承認されており、取締役会を代表してM・フェイガン氏により公表を許可され、署名されています。

M・フェイガン

取締役

企業登録番号：129332

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

貸借対照表

2019年3月31日現在

	注記	2019年		2018年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
流動資産					
現金および現金同等物		3,938,928	425,089	2,282,080	246,282
未収金		3,190,108	344,276	4,264,282	460,201
未収収益および前払費用		71,250	7,689	71,250	7,689
流動資産合計		7,200,286	777,055	6,617,612	714,173
固定資産					
子会社への投資	3	1	0.108	1	0.108
固定資産合計		1	0.108	1	0.108
資産合計		7,200,287	777,055	6,617,613	714,173
負債および株主資本					
流動負債					
未払費用および繰延収益		146,480	15,808	185,000	19,965
未払金		124,271	13,411	107,593	11,611
グループ事業への未払金	6	2,462,391	265,741	3,623,292	391,026
流動負債合計		2,733,142	294,961	3,915,885	422,602
株主資本					
管理会社の株主に帰属する資本金 および準備金					
株式資本（額面金額1米ドル、授 権株式480,000株、2019年3月31 日現在および2018年3月31日現在 の発行済株式480,000株）		480,000	51,802	480,000	51,802
利益剰余金		3,987,145	430,293	2,221,728	239,769
株主資本合計		4,467,145	482,094	2,701,728	291,570
負債および株主資本の合計		7,200,287	777,055	6,617,613	714,173

添付の注1から注8は当財務書類の一部です。

英文財務書類8頁から17頁（訳注：原文の頁）は、2019年8月2日に取締役会の書面決議により承認されており、取締役会を代表してM・フェイガン氏により公表を許可され、署名されています。

M・フェイガン

取締役

企業登録番号：129332

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

連結包括利益計算書

2019年3月31日に終了した年度

	注記	2019年		2018年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業収益					
第三者からの投資管理報酬およびアドバイザー報酬		22,335,065	2,410,400	28,757,335	3,103,492
営業収益合計		22,335,065	2,410,400	28,757,335	3,103,492
営業費用					
第三者へのサブ・アドバイザー報酬		(1,276,979)	(137,812)	(1,383,168)	(149,271)
グループ事業へのサブ・アドバイザー報酬	6	(19,056,557)	(2,056,584)	(25,366,385)	(2,737,540)
監査報酬		(20,971)	(2,263)	(18,121)	(1,956)
その他営業費用および管理費用		(161,343)	(17,412)	(247,668)	(26,728)
営業費用合計		(20,515,850)	(2,214,071)	(27,015,342)	(2,915,496)
営業利益		1,819,215	196,330	1,741,993	187,996
その他収益 / (費用)					
その他収益 / (費用)、為替差益 / (差損) 純額		(53,798)	(5,806)	63,803	6,886
その他費用合計		(53,798)	(5,806)	63,803	6,886
税引前利益		1,765,417	190,524	1,805,796	194,882
所得税費用	4	-	-	-	-
親会社の株主に帰属する利益		1,765,417	190,524	1,805,796	194,882
その他当期包括利益		-	-	-	-
当期包括利益合計		1,765,417	190,524	1,805,796	194,882

当グループの事業はすべて継続事業に分類されています。

添付の注1から注8は当財務書類の一部です。

日興ＡＭグローバル・ケイマン・リミテッド

連結株主資本変動計算書

2019年３月31日に終了した年度

	注記	株式資本		利益剰余金		合計	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
2017年４月１日付残高		480,000	51,802	1,415,931	152,807	1,895,931	204,609
純利益		-	-	1,805,796	194,882	1,805,796	194,882
支払配当金		-	-	(1,000,000)	(107,920)	(1,000,000)	(107,920)
2018年３月31日付残高		480,000	51,802	2,221,727	239,769	2,701,727	291,570
純利益		-	-	1,765,417	190,524	1,765,417	190,524
支払配当金		-	-	-	-	-	-
2019年３月31日付残高		480,000	51,802	3,987,144	430,293	4,467,144	482,094

添付の注１から注８は当財務書類の一部です。

日興ＡＭグローバル・ケイマン・リミテッド

連結キャッシュ・フロー計算書

2019年３月31日に終了した年度

	注記	2019年		2018年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
営業利益		1,819,215	196,330	1,741,993	187,996
調整項目					
為替差損純額		(53,798)	(5,806)	63,803	6,886
運転資本変動前営業キャッシュ・フロー		1,765,417	190,524	1,805,796	194,882
営業資産および営業負債の変動					
債権の減少／（増加）		1,074,174	115,925	(2,374,066)	(256,209)
債務の（減少）／増加		(1,182,743)	(127,642)	2,208,357	238,326
営業活動による現金収入純額		1,656,848	178,807	1,640,087	176,998
財務活動によるキャッシュ・フロー					
支払配当金		-	-	(1,000,000)	(107,920)
財務活動による現金純額		-	-	(1,000,000)	(107,920)
現金および現金同等物における純増加額		1,656,848	178,807	640,087	69,078
現金および現金同等物の期首残高		2,282,080	246,282	1,641,993	177,204
現金および現金同等物の期末残高		3,938,928	425,089	2,282,080	246,282

添付の注１から注８は当財務書類の一部です。

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド**財務書類に対する注記****2019年3月31日に終了した年度****注1 - 一般事項**

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「当社」といいます。）およびその子会社（総称して「当グループ」といいます。）はケイマン諸島で設立され、ケイマン諸島に所在します。登録上の所在地は、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス私書箱309GTです。当年度中の当グループおよび当社の主要な活動は、第三者および他の当グループのメンバーに対して投資助言および投資運用サービスを提供することです。これらの法定外財務書類は、中間親会社の連結財務書類の作成の便宜のため作成されています。

注2 - 重要な会計方針の概要

採用される主要な会計方針は下記のとおりです。

作成の基礎

当グループおよび当社の財務書類は、欧州連合（以下「EU」といいます。）が採用した国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）およびIFRSに基づき報告を行う会社に適用される国際財務報告解釈指針委員会（以下「IFRIC」といいます。）の解釈指針に従い作成されています。2019年3月31日現在、当社は、IFRSならびに国際会計基準審議会（以下「IASB」といいます。）およびIFRICにより発表され、EUにより承認されている解釈指針すべてを採用しています。以下に記載される会計方針は、本財務書類に表示されたすべての期間について一貫して適用されています。IFRSは、IASBおよびその前任機関により発表された会計基準ならびにIFRICおよびその前任機関により発表された解釈指針を含みます。

連結の基礎

子会社は当グループにより支配されている事業体です。当グループが、その活動から利益を得るために事業体の財務上および営業上の方針を支配する力を有する場合に、支配が存在します。支配の評価において、当グループは、現在行使可能な潜在的な議決権を考慮します。取得日は、支配が取得者に移転した日をいいます。子会社の財務書類は、支配が開始する日から支配が終了する日まで連結財務書類に含まれます。子会社における非支配持分に帰属する損失は、それを行うことにより非支配持分の残高がマイナスとなる場合であっても、非支配持分に割り当てられます。

公表されているが未だ適用されていない基準および解釈

「IFRS 16 リース会計」は2019年1月1日より適用されます。当社はリースを行っていないため、かかる基準による当社への影響はありません。

採用された新たな会計基準

IASBは、当社の当期の計算期間から初めて適用されるいくつかのIFRSの修正を公表しました。かかる変更のうち、当社の財務書類に重大な影響を及ぼすものではありませんでした。

評価の方法

財務書類は、取得原価主義に基づいて作成されます。

見積りおよび仮定

財務書類を作成するにあたり、経営陣は、貸借対照表の日付現在の資産および負債の報告金額ならびに当年度の収益および費用の報告金額に影響を与えるような見積りおよび仮定を行わなければなりません。見積りの性質上、見積額と実績額との間に差異が生じる場合があります。仮定および見積りは、過去の実績および将来における成長を見込んだ予想を含むその他の要因に基づき行われ、継続的に見直されます。2019年3月31日現在および2018年3月31日現在、重要な見積りまたは仮定は存在しません。

未収金

未収金には、管理報酬、アドバイザー報酬および運用報酬の未収額ならびに顧客および他者からの未収額が含まれます。すべての未収金は、要求に応じてまたは1年以内に回収されます。これらは、貸借対照表上、取得原価から回収不能見込額に係る適切な引当金を控除して計上され、利息が付されます。

未払金

未払金には、サブ・アドバイザー・サービスに係る費用および運用報酬の未払額ならびにベンダーおよび他者に対する未払額が含まれます。すべての未払金は、締結された契約上の取り決めの内容に従い分類されます。これらは、要求に応じてまたは1年以内に支払われるものとし、貸借対照表上、原価で計上されます。グループ事業に対し支払われるべき額は、無担保かつ無利息であり、返済期限も定められていません。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当グループまたは当社が保有する銀行預金、手元現金、当初満期が3ヶ月以内の短期預金および外貨により構成されます。キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物は、前述した現金および現金同等物から当座借越残高を控除したものとなります。

営業収益

営業収益には、手数料ならびに投資管理報酬、投資顧問報酬および運用報酬が含まれます。営業収益は、通常の業務において提供したサービスについて受領する対価（割引、トレイル報酬、付加価値税およびその他売上税の控除後）の公正価値で測定されます。

「IFRS 15 顧客との契約から生じる収益」は、「IAS 18 収益」を置き換え、収益認識について以下の5段階のアプローチを導入しました。

- () 顧客との契約の識別
- () 履行義務の識別
- () 契約価格 / 関連収益の識別
- () 関連する履行義務に対する対価の配分
- () 履行義務が充足される過程における収益の認識

当社はIFRS 15を遡及適用しましたが、2018年4月1日現在の利益剰余金の調整を行わないことを決定しました。比較情報には影響がないため、再表示の必要はありません。当社は顧客との契約について審査を行い、収益のいずれの要素も見積りに依拠しておらず、戻入れまたは大幅な再表示の対象ではないため、収益の認識方法に影響はないと判断しました。

手数料ならびに投資管理報酬および投資顧問報酬ならびに付随する報酬は、関連するサービスが提供された時点で認識されます。投資管理報酬および投資顧問報酬は、運用資産に対する比率で計算されます。手数料は取引日ベースで認識され、売買金額の割合に応じて計算されます。運用報酬は、投資対象が満期を迎え、当該報酬が回収可能となった期間において計上されます。

営業費用

営業費用は、当該費用が支払期限が到来した時点で計上されます。

配当

当グループの株主に対する株式配当は、当該配当が宣言および承認される期間において負債として認識されます。

外貨

当グループおよび当社の機能通貨および表示通貨は、米ドル(\$)です。

米ドル以外の通貨での取引は、当該取引日の実勢為替レートで計上されます。各貸借対照表の日付において外貨建ての貨幣性資産および貨幣性負債は、貸借対照表の日付現在の実勢為替レートで再換算されます。公正価値で計上される外貨建ての非貨幣性資産および非貨幣性負債は、公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算されます。再換算により生じる為替差損益は、該当期間における純損益に含まれます。ただし、公正価値の変動が直接資本に認識される非貨幣性資産および非貨幣性負債から生じる為替差額は除きます。

金融商品

「IFRS 9 金融商品」は、「IAS 39 金融商品：認識および測定」（IAS 39）に含まれる分類および測定を置き換えました。IFRS 9に従い、当社の金融資産は、()償却原価、()その他包括利益を通して公正価値、または()損益を通して

公正価値で再分類されています。当社は、2018年4月1日現在の利益剰余金について必要となる調整を行うため、IFRS 9を遡及適用しました。比較情報は再表示されていません。

当社の金融商品の大部分は、償却原価で測定された現金および債権です。

当社は、2018年4月1日付のIFRS 9の適用に伴い、償却原価で測定される金融資産について見込まれる信用損失を評価しました。債務不履行に陥る可能性が高いか、可能性があるかどうかを判断するために考慮される要素には、支払が支払期限を過ぎているかどうか（およびその期間の長さ）、顧客/カウンターパーティの信用力の低下が見受けられること、または顧客/カウンターパーティの信用力に悪影響を及ぼす可能性があるその他の問題が含まれます。

信用力に悪影響を及ぼす問題が見受けられない金融資産の場合、予想信用損失は、12ヶ月間連続で発生すると予想される損失に基づき計算されます。当社の金融資産（すなわち、銀行預金）の特性上、信用リスクは極めて低くなります。当社はまた、信用リスクの分散化の促進およびさらなる軽減のため、マネー・マーケット・ファンドの運用を検討しています。

契約上の支払が30日を超えて延滞している金融資産の場合、デフォルトポジションでは信用リスクの増大が想定されます。しかしながら、デフォルトポジションを示す従来の基準は実体がなく、2019年3月31日現在、延滞している受取報酬は存在しませんでした。

子会社への投資

子会社への投資は、親会社の貸借対照表に、減損引当金を差し引いた取得原価で計上されます。

注3 - 子会社への投資

当社

2019年3月31日現在および2018年3月31日現在の当社の投資額は1米ドルでした。取締役の意見では、当社による投資は減損していません。投資の詳細は以下のとおりです。

被投資会社	設立国	主要事業	当社が保有する株式の数、 種類および割合
日興AM（ケイマン）リミテッド	ケイマン諸島	ジェネラル・パートナー	1米ドルの普通株式1株、100%

注4 - 税金

2019年3月31日現在および2018年3月31日現在、当グループおよび当社に課される税率は、ケイマン諸島の会社に課される税金がないため、0%です。

注5 - 財務リスク要因

当グループおよび当社の金融商品は、その日常業務から発生する現金および現金同等物ならびに未収金および未払金の残高を構成します。すべての現金および現金同等物は、これらの金融商品の満期が短期である特性から、公正価値に近いと考えられる取得原価で計上されます。当グループおよび当社の金融資産および金融負債に関連する主要なリスクを以下に記載しています。

信用リスク

信用リスクは、主に、当グループまたは当社が分割払いによる商品もしくはサービスの提供を行う取引または余剰現金の投資もしくは預入を行う取引に関連するカウンターパーティの債務の不履行による財務上の損失リスクと定義されます。当グループまたは当社は、自身の売掛債権は運用されているグループ・ファンドであり、したがってこれらのファンドとの契約により管理報酬および運用報酬が規定されているため、信用リスクに著しくさらされているとは考えていません。これらの資産を受け取ることができないという残存リスクを軽減するために、当グループまたは当社は、延滞債権の分析を、合意されたサービス水準契約と対比させて監視することにより管理報酬および運用報酬の支払に関連する契約の条件が遵守されることを確保します。

当グループおよび当社は、適切な信用履歴のある顧客と取引を行うという方針を採用しています。その他の金融資産においては、当グループおよび当社は、高い信用格付を有する金融機関およびその他のカウンターパーティと取引を行うという方針を採用しています。2019年3月31日現在および2018年3月31日現在、延滞しているおよび/または減損している金融資産はありません。売掛金は、少なくとも四半期ごとに回収期限が到来し、通常それぞれの期限から30日以内に決済されます。貸借対照表の日付現在、支払期限を過ぎた売掛金はありません。

さらに、銀行預金については、当グループおよび当社は合意した条件に基づき承認されたカウンターパーティに対してのみ資金を預け入れます。

市場リスク

市場リスク（またはシステミック・リスク）は、単に景気の変動または市場の大部分に影響を及ぼすその他の事象により、その価値が変動することがある資産または負債全体の種類によく見られるリスクと定義されます。当グループおよび当社は、当グループおよび当社が管理する資産はファンドの保有者によりこれらの保有者の利益のために別個の複数の法人組織を通じて保有されているため、重要な市場リスクにさらされているとは考えていません。

通貨リスク

通貨リスクは、当グループまたは当社の機能通貨以外の通貨建ての当グループまたは当社の資産および負債の価値が、外国為替レートの変動により変動するリスクと定義されます。当グループおよび当社は、様々な通貨エクスポージャー（主に日本円（JPY）、スターリング・ポンド（GBP）およびシンガポールドル（SGD））から発生する通貨リスクにさらされています。当グループおよび当社の手数料収入は、主に米ドルおよび日本円にて受領します。2019年3月31日現在および2018年3月31日現在、米ドルに対してこれらの通貨が10%高く／安くなっていたと仮定し、税率を含むその他すべての変数が一定であったと仮定すると、当グループおよび当社の事業年度の税引前利益は、残存する通貨建ての現金残高、売掛金および買掛金に係る為替差損／差益により、以下の金額分高く／低くなります。

通貨	2019年 (米ドル) (千ドルに四捨五入)	2018年 (米ドル) (千ドルに四捨五入)
JPY	54,000	227,000
GBP	95,000	46,000
SGD	56,000	149,000

流動性リスクおよびソルベンシー・リスク

流動性リスクは、当グループまたは当社が金融債務を期限到来時に履行できないリスクと定義されます。当グループおよび当社の当該リスクの管理に対する取組みは、当グループおよび当社が債務の期限到来時に、通常およびストレス下の両方の状態において十分な流動性を有していることを確保することです。

キャピタル・マネジメント

当グループおよび当社の資本ポジションは、適正であることを確保するために継続的に監視されています。外部により課せられる自己資本規制はありません。

金融商品の公正価値

活発な市場で取引される金融資産および金融負債の公正価値は、市場価格またはディーラー価格の相場に基づいています。その他の金融商品については、当グループがその他の評価技法を用いて公正価値を決定します。

頻繁に取引されていない金融商品や価格透明性が乏しい金融商品については、公正価値の客観性が低く、流動性、集中度、市場要因の不確実性、価格決定に用いる仮定およびその他特定の商品に影響するリスクに拠る多様な判断基準を必要とします。

下記の表は、公正価値の決定に用いられる評価技法に基づき公正価値ヒエラルキーに分類して金融商品を分析しています。

- ・レベル1：同一の資産または負債に関する活発な市場における（調整されていない）相場価格
- ・レベル2：直接（すなわち、価格）または間接（すなわち、価格から算出される金額）を問わず、資産または負債について観察可能である、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット
- ・レベル3：観察可能な市場データに基づいていない資産または負債に関するインプット（観察不能なインプット）

2019年3月31日に終了した年度	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)	レベル3 (米ドル)	2019年合計 (米ドル)
資産				
現金および現金同等物	3,938,928	-	-	3,938,928
未収金	-	3,190,108	-	3,190,108
未収収益および前払費用	-	71,250	-	71,250

負債

未払費用および繰延収益	-	146,480	-	146,480
未払金	-	124,271	-	124,271
グループ事業への未払金	-	2,462,391	-	2,462,391

2018年3月31日に終了した年度	レベル1	レベル2	レベル3	2018年合計
資産	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
現金および現金同等物	2,282,080	-	-	2,282,080
未収金	-	4,264,282	-	4,264,282
未収収益および前払費用	-	71,250	-	71,250
負債				
未払費用および繰延収益	-	185,000	-	185,000
未払金	-	107,593	-	107,593
グループ事業への未払金	-	3,623,292	-	3,623,292

金融資産および金融負債はすべて、取得原価で計上されます。すべての金融資産および金融負債の満期が短期である特性から、公正価値はこれらの帳簿価額に類似しています。

注6 - 関連当事者との取引

当グループおよび当社ならびに関連当事者との取引は以下のとおりです。

2019年3月31日に終了した年度	営業収益	営業費用(a)	2019年3月31日 現在の債権(b)	2019年3月31日 現在の債務(b)
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
日興アセットマネジメント アメリ カズ・インク	-	4,735,296	-	339,775
日興アセットマネジメント ヨー ロッパ リミテッド	-	9,478,941	-	1,253,147
日興アセットマネジメント株式会社	-	2,634,320	-	307,671
日興アセットマネジメント アジア リミテッド	-	2,071,148	-	549,065
日興アセットマネジメント ホンコ ン リミテッド	-	136,852	-	12,733
合計	-	19,056,557	-	2,462,391

2018年3月31日に終了した年度	営業収益	営業費用(a)	2018年3月31日 現在の債権(b)	2018年3月31日 現在の債務(b)
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
日興アセットマネジメント アメリ カズ・インク	-	8,480,224	-	2,231,327
日興アセットマネジメント ヨー ロッパ リミテッド	-	10,465,491	-	792,235
日興アセットマネジメント株式会 社	-	3,643,329	-	223,129
日興アセットマネジメント アジ ア リミテッド	-	2,605,050	-	204,310
日興アセットマネジメント ホン コン リミテッド	-	172,291	-	172,291
合計	-	25,366,385	-	3,623,292

(a) 関係当事者に支払われた営業費用は、投資運用契約に基づき支払われ、ファンド運用サービスのためのものです。

(b) 残高は無担保であり現金で決済されます。いかなる保証の付与もなく、また受領もしていません。関連当事者が負担する金額について、貸倒懸念債権に係る引当金の設定はなされていません。

日興アセットマネジメント アメリカズ・インク、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド、日興アセットマネジメント アジア リミテッドおよび日興アセットマネジメント ホンコン リミテッドは兄弟会社であり、日興アセットマネジメント株式会社は、上記子会社の間接株主です。

注7 - 最終的な持株会社

当グループは、当グループの直接の親会社であり、イングランドおよびウェールズで登記された企業である日興AMグローバル・ホールディングス・リミテッドの完全所有子会社です。

取締役の意見では、最終的な親会社および支配会社は、日本において設立された三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の財務書類は、〒100-8233日本国東京都千代田区丸の内1丁目4番1号所在の三井住友トラスト・ホールディングス株式会社財務企画部IR室において縦覧に供されています。アナニュアル・レポートは、<http://www.smth.jp/en/>において閲覧または入手することができます。

注8 - 後発事象

貸借対照表の日付後、当社の連結および単体の財務書類に影響を及ぼす事象は生じていません。

[次へ](#)

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
CONSOLIDATED STATEMENT OF FINANCIAL POSITION
AS AT 31 MARCH 2019

	Note	2019	2018
Assets			
Current Assets			
Cash and cash equivalents	\$	3,938,928	\$ 2,282,080
Accounts receivable		3,190,108	4,264,282
Accrued income and prepaid expense		71,250	71,250
Total Current Assets		7,200,286	6,617,612
Total Non-Current Assets		-	-
Total Assets	\$	7,200,286	\$ 6,617,612
Liabilities and Equity			
Current Liabilities			
Accrued expenses and deferred income	\$	146,480	\$ 185,000
Accounts payable		124,271	107,593
Amounts payable to group undertakings	6	2,462,391	3,623,292
Total Current Liabilities		2,733,142	3,915,885
Equity			
Capital and Reserves Attributable to Equity Holders of the Company			
Share capital (\$1 par value, 480,000 shares authorized, 480,000 shares issued and outstanding at 31 March 2019 and 2018)		480,000	480,000
Retained earnings		3,987,144	2,221,727
Total Equity		4,467,144	2,701,727
Total Liabilities and Equity	\$	7,200,286	\$ 6,617,612

The annexed notes from 1 to 8 form an integral part of these financial statements.

The financial statements on pages 8 to 17 were approved by written resolution of the Board of Directors on 2 August 2019 and authorised for issue and signed on its behalf by


M. Fagan
Director

Company registered number: 129332

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
COMPANY STATEMENT OF FINANCIAL POSITION
AS AT 31 MARCH 2019

	Note	2019	2018
Assets			
Current Assets			
Cash and cash equivalents	\$	3,938,928	\$ 2,282,080
Accounts receivable		3,190,108	4,264,282
Accrued income and prepaid expense		71,250	71,250
Total Current Assets		7,200,286	6,617,612
Non-Current Assets			
Investment in subsidiary	3	1	1
Total Non-Current Assets		1	1
Total Assets	\$	7,200,287	\$ 6,617,613
Liabilities and Equity			
Current Liabilities			
Accrued expenses and deferred income	\$	146,480	\$ 185,000
Accounts payable		124,271	107,593
Amounts payable to group undertakings	6	2,462,391	3,623,292
Total Current Liabilities		2,733,142	3,915,885
Equity			
Capital and Reserves Attributable to Equity Holders of the Company			
Share capital (\$1 par value, 480,000 shares authorized, 480,000 shares issued and outstanding at 31 March 2019 and 2018)		480,000	480,000
Retained earnings		3,987,145	2,221,728
Total Equity		4,467,145	2,701,728
Total Liabilities and Equity	\$	7,200,287	\$ 6,617,613

The annexed notes from 1 to 8 form an integral part of these financial statements.

The financial statements on pages 8 to 17 were approved by written resolution of the Board of Directors on 2 August 2019 and authorised for issue and signed on its behalf by


M. Hagin
Director

Company registered number: 129332

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
STATEMENT OF CONSOLIDATED COMPREHENSIVE INCOME
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2019

	Note	2019	2018
Operating Revenues			
Investment management and advisory fees from third parties	\$	22,335,065	\$ 28,757,335
Total operating revenues		22,335,065	28,757,335
Operating Expenses			
Sub-advisory fees with third parties		(1,276,979)	(1,383,168)
Sub-advisory fees with group undertakings	6	(19,056,557)	(25,366,385)
Audit fees		(20,971)	(18,121)
Other operating and administrative expenses		(161,343)	(247,668)
Total operating expenses		(20,515,850)	(27,015,342)
Operating Profit		1,819,215	1,741,993
Other Income / (Expenses)			
Other income/(expense), Net foreign exchange gain/(loss)		(53,798)	63,803
Total other expenses		(53,798)	63,803
Profit Before Income Tax		1,765,417	1,805,796
Income tax expense	4	-	-
Profit attributable to equity holders of the parent		1,765,417	1,805,796
Other Comprehensive Income for the year		-	-
Total Comprehensive Income for the year	\$	1,765,417	\$ 1,805,796

All the Group's operations are classified as continuing.

The annexed notes from 1 to 8 form an integral part of these financial statements.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
CONSOLIDATED STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2019

	Note	Share Capital	Retained Earnings	Total
Balance at 1 April 2017		\$ 480,000	\$ 1,415,931	\$ 1,895,931
Net profit		-	1,805,796	1,805,796
Dividend paid		-	(1,000,000)	(1,000,000)
Balance at 31 March 2018		\$ 480,000	\$ 2,221,727	\$ 2,701,727
Net profit		-	1,765,417	1,765,417
Dividend paid		-	-	-
Balance at 31 March 2019		\$ 480,000	\$ 3,987,144	\$ 4,467,144

The annexed notes from 1 to 8 form an integral part of these financial statements.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
CONSOLIDATED CASH FLOW STATEMENT
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2019

	Note	2019	2018
Cash Flows from Operating Activities			
Operating Profit	\$	1,819,215	\$ 1,741,993
Adjustments for			
Net foreign exchange loss		(53,798)	63,803
Operational cash flows before movements in working capital		1,765,417	1,805,796
Changes in operating assets and liabilities			
Decrease / (increase) in receivables		1,074,174	(2,374,066)
(Decrease) / increase in payables		(1,182,743)	2,208,357
Net Cash Generated from Operating Activities		1,656,848	1,640,087
Cash Flows from Financing Activities			
Dividends paid		-	(1,000,000)
Net Cash from Financing Activities		-	(1,000,000)
Net Increase in Cash and Cash Equivalents		1,656,848	640,087
Cash and cash equivalents, beginning of the year		2,282,080	1,641,993
Cash and Cash Equivalents, End of the Year	\$	3,938,928	\$ 2,282,080

The annexed notes from 1 to 8 form an integral part of these financial statements.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2019

Note 1 – General Information

Nikko AM Global Cayman Ltd ("the Company") and its subsidiary (together "the Group") are incorporated and domiciled in the Cayman Islands. The address of the registered office is PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, Grand Cayman, Cayman Islands. The principal activities of the Group and Company during the year were the provision of investment advice and investment management services to third parties and other group members. These non-statutory financial statements have been prepared to aid the preparation of consolidated financial statements for the intermediate parent company.

Note 2 – Summary of Significant Accounting Principles

The principal accounting policies adopted are set out below.

Basis of preparation

The Group and Company's financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted by the European Union (IFRSs as adopted by the EU) and IFRIC interpretations applicable to companies reporting under IFRS. As at 31 March 2019, the Company had adopted all IFRSs and interpretations that had been issued by the International Accounting Standards Board ("IASB") and International Financial Reporting Interpretations Committee ("IFRIC"), and endorsed by the EU. The accounting policies set out below have been applied consistently to all periods presented in these financial statements. IFRSs comprise accounting standards issued by the IASB and its predecessor body as well as interpretations issued by the IFRIC and its predecessor body.

Basis of consolidation

Subsidiaries are entities controlled by the Group. Control exists when the Group has the power to govern the financial and operating policies of an entity so as to obtain benefits from its activities. In assessing control, the Group takes into consideration potential voting rights that are currently exercisable. The acquisition date is the date on which control is transferred to the acquirer. The financial statements of subsidiaries are included in the consolidated financial statements from the date that control commences until the date that control ceases. Losses applicable to the non-controlling interests in a subsidiary are allocated to the non-controlling interests even if doing so causes the non-controlling interests to have a deficit balance.

Standards and interpretations issued but not yet effective

IFRS 16 Lease Accounting is effective from 1 January 2019. The company has no leases so there is no effect of the standard on the company.

New accounting standards adopted

The IASB has issued several amendments to IFRSs that are first effective for the current accounting period of the company. None of these developments has had a material impact to the company's financial statements.

Measurement convention

The financial statements have been prepared under the historical cost convention.

Estimates and assumptions

The preparation of financial statements requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported for assets and liabilities as at the balance sheet date and the amounts reported for revenues and expenses during the year. The nature of estimation means that actual outcomes could differ from these estimates. The assumptions and estimates, which are continuously reviewed, are based on past experience and other factors, including expectations regarding likely developments in the future. At 31 March 2019 and 2018 there were no material estimates or assumptions.

Accounts receivable

Accounts receivable include amounts due for management, advisory and performance fees and amounts due from customers and others. All accounts receivable are repayable on demand or within one year. They are recorded in the balance sheet at cost, reduced by appropriate allowances for estimated irrecoverable amounts, and they are interest bearing.

Accounts payable

Accounts payable include amounts due for sub-advisory services and performance fees and amounts due to vendors and others. All accounts payable are classified according to the substance of the contractual arrangement entered into. They are payable on demand or within one year and are recorded on the balance sheet at cost. Amounts owed to group undertakings are unsecured, interest free and have no fixed terms of repayment.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash in banks and in hand and short-term deposits with an original maturity of three months or less and foreign currencies held by the Group and Company. For the purposes of the cash flow statement, cash and cash equivalents consist of cash and cash equivalents as defined above, net of outstanding bank overdrafts.

Operating revenues

Operating revenues include commissions and investment management, investment advisory and performance fees. Operating revenues are measured at the fair value of the consideration received or receivable for services provided in the normal course of business, net of discounts, trail fees, VAT and other sales related taxes.

IFRS 15, Revenue from Contracts with Customers replaced IAS 18 Revenue and introduced a five step approach to revenue recognition: i) identifying the contract with the customer, ii) identifying the performance obligations, iii) identify the contract price / associated revenue, iv) allocate the consideration to the relevant performance obligations, and v) recognising the revenue as the performance obligations are satisfied.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2019

The Company has applied IFRS 15 retrospectively, but has determined that there is no adjustment to the retained earnings as at 1 April 2018. Comparative information has not been affected and therefore no restatement is required. The Company has undertaken a review of its contracts with customers and concluded that there is no impact on the way in which it recognises its revenues as no element of its revenue relies on estimates or is subject to reversal or significant restatement.

Commissions and investment management and advisory fees and associated charges are recognised when the services concerned are rendered. Investment management and advisory fees are calculated as a percentage of assets under management. Commissions are recognised on a trade date basis, calculated on a percentage of the sale. Performance fees are recognised in the period in which they become due and collectable.

Operating expenses

Operating expenses are accounted for when they become payable.

Dividends

Equity dividends to the shareholder of the Group are recognised as a liability in the period during which they are declared and approved.

Foreign currencies

The functional and presentational currency of the Group and Company is US dollars (\$).

Transactions in currencies other than US dollars are recorded at the rates of exchange prevailing on the dates of the transactions. At each balance sheet date, monetary assets and liabilities that are denominated in foreign currencies are retranslated at the rates prevailing on the balance sheet date. Non-monetary assets and liabilities carried at fair value that are denominated in foreign currencies are translated at the rates prevailing at the date when fair value was determined. Gains and losses arising on retranslation are included in net profit or loss for the period, except for exchange differences arising on non-monetary assets and liabilities where the changes in fair value are recognised directly in equity.

Financial Instruments

IFRS 9, Financial Instruments replaced the classification and measurement contained in IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement (IAS 39). In accordance with IFRS 9, the Company's financial assets have been reclassified at amortised cost, fair value through other comprehensive income or fair value through profit or loss. The Company has applied IFRS 9 retrospectively, with the intention of including any required adjustment to retained earnings as at 1 April 2018. Comparative information has not been restated.

The vast majority of the Company's financial instruments are cash and receivables which are measured at amortised cost.

Following the Company's adoption of IFRS 9 on 1 April 2018 the Company has evaluated potential credit losses on all financial assets that are measured at amortised cost. Factors considered in determining whether a default is likely or possible include whether a payment is overdue (and the length of that period), any known deterioration in the credit quality of a client/counterparty or other issues that could adversely affect a client's/counterparty's credit quality.

For financial assets where there is no known issues affecting credit quality, expected credit losses are calculated based on the losses that are expected to be incurred over a rolling twelve-month period. Given the nature of the Company's financial assets (i.e. mostly cash at bank), there is a very low credit risk. The Company is also considering the use of money market funds to increase diversification and further reduce credit risk.

For any financial assets where the contractual payment is more than 30 days past due, the default position is to assume an increase in credit risk. However, default levels in the past have been immaterial and there were no fee receivables past due as at 31 March 2019.

Investments in subsidiaries

Investments in subsidiaries are stated in the parent company's balance sheet at cost less any provisions for impairment.

Note 3 – Investment in Subsidiary

COMPANY

At 31 March 2019 and 31 March 2018 the Company had an investment of \$1. In the opinion of the directors, the Company's investment is not impaired. Details of the investment are as follows:

Investee	Country of incorporation	Principal activity	Number, class and percentage of shares held by the Company
Nikko AM (Cayman) Ltd	Cayman Islands	General partner	1 Ordinary share of \$1, 100%

Note 4 – Taxation

At 31 March 2019 and 2018, the tax rate applicable to the Group and the Company's profits is 0% because there is no tax levied on Cayman Islands companies.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2019

Note 5 - Financial Risk Factors

The Group and Company's financial instruments comprise cash and cash equivalents and receivable and payable balances that arise from its daily operations. All cash and cash equivalents are carried at cost which is considered to approximate to fair value due to the short term maturity of these financial instruments. The main risks associated with the Group and Company's financial assets and liabilities are set out below:

Credit risk

Credit risk is defined as the risk of financial loss due to a counterparty's failure to honour its obligation principally in relation to transactions where the Group or Company provides goods or services on deferred terms and where it invests or deposits surplus cash. The Group or Company do not believe that they are materially exposed to credit risk as its sales debtors are managed group funds and therefore management and performance fees receivable are governed by its agreements with these funds. To mitigate any residual risk of these assets failing to be delivered, the Group and Company ensure that the terms of these agreements in relation to payments of management and performance fees are adhered to by monitoring its aged debtor analysis against the agreed service level agreements.

The Group and Company adopts the policy of dealing with customers of appropriate credit history. For other financial assets, the Group and Company adopts the policy of dealing with financial institutions and other counterparties with high credit ratings. There are no financial assets past due and/or impaired as at 31 March 2019 and 2018. Trade receivables are due at least quarterly, and are normally settled within 30 days of their due date. There are no overdue trade receivables at the balance sheet date.

Further, with regard to bank deposits, the Group and Company only deposits money with approved counterparties on agreed terms.

Market risk

Market risk (or systemic risk) is defined as that risk which is common to an entire class of assets or liabilities whereby their value can fluctuate simply because of economic changes or other events that impact large portions of the market. The Group and Company do not believe that they are exposed to material market risk as the assets the Group and Company manage are held by and for the benefit of fund holders through separate legal entities.

Currency risk

Currency risk is defined as the risk that the value of Group or Company assets and liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Group or Company will change in value due to movements in foreign exchange rates. The Group and Company are exposed to currency risk arising from various currency exposures, primarily with respect to the Japanese Yen (JPY), Sterling Pound (GBP) and Singapore Dollar (SGD). The Group and Company's fee income is received mainly in USD and JPY. At 31 March 2019 and 2018, had these currencies strengthened/weakened by 10% against the USD with all other variables including tax rate being held constant, the Group and Company's profit before tax for the financial year would have been higher/lower as a result of currency translation losses/gains on the remaining currency denominated cash balances, trade receivables and payables by the below amounts:

Currency	2019	2018
	(Rounded to nearest \$ thousand)	
JPY	\$ 54,000	\$ 227,000
GBP	95,000	46,000
SGD	56,000	149,000

Liquidity risk and financial solvency risk

Liquidity risk is defined as the risk that the Group or Company will not be able to meet its financial obligations as they fall due. The Group and Company's approach to managing this risk is to ensure that it has sufficient liquidity to meet its liabilities when due, both under normal and stressed conditions.

Capital management

The Group and Company capital position is monitored on an ongoing basis to ensure that it is adequate. There are no externally imposed capital requirements.

Fair Value of Financial Instruments

The fair values of financial assets and financial liabilities that are traded in active markets are based on quoted market prices or dealer price quotations. For all other financial instruments, the Group determines fair values using other valuation techniques.

For financial instruments that trade infrequently and have little price transparency, fair value is less objective, and requires varying degrees of judgement depending on liquidity, concentration, uncertainty of market factors, pricing assumptions and other risks affecting the specific instrument.

The table below analyses financial instruments, into a fair value hierarchy based on the valuation technique used to determine fair value.

- Level 1: quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities
- Level 2: inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e., as prices) or indirectly (i.e., derived from prices)
- Level 3: inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs)

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2019

Year ended 31 March 2019	Level 1	Level 2	Level 3	Total 2019
	\$	\$	\$	\$
Assets				
Cash and cash equivalent	3,938,928	-	-	3,938,928
Accounts receivable	-	3,190,108	-	3,190,108
Accrued income and prepaid expense	-	71,250	-	71,250
Liabilities				
Accrued expense and deferred income	-	146,480	-	146,480
Accounts payable	-	124,271	-	124,271
Accounts payable to group undertakings	-	2,462,391	-	2,462,391

Year ended 31 March 2018	Level 1	Level 2	Level 3	Total 2018
	\$	\$	\$	\$
Assets				
Cash and cash equivalent	2,282,080	-	-	2,282,080
Accounts receivable	-	4,264,282	-	4,264,282
Accrued income and prepaid expense	-	71,250	-	71,250
Liabilities				
Accrued expense and deferred income	-	185,000	-	185,000
Accounts payable	-	107,593	-	107,593
Accounts payable to group undertakings	-	3,623,292	-	3,623,292

All financial assets and liabilities are carried at historical cost. The fair values of all financial assets and liabilities are similar to their carrying values owing to their short term nature.

Note 6 - Related Party Transactions

Transactions between the Group and Company and related parties are disclosed below:

Year ended 31 March 2019	Operating Revenues	Operating Expenses (a)	Debtor as at 31 March 2019 (b)	Creditor as at 31 March 2019(b)
Nikko Asset Management Americas, Inc.	\$ -	\$ 4,735,296	\$ -	\$ 339,775
Nikko Asset Management Europe Ltd	-	9,478,941	-	1,253,147
Nikko Asset Management Co., Ltd	-	2,634,320	-	307,671
Nikko Asset Management Asia Ltd	-	2,071,148	-	549,065
Nikko Asset Management Hong Kong	-	136,852	-	12,733
Total	\$ -	\$ 19,056,557	\$ -	\$ 2,462,391

Year ended 31 March 2018	Operating Revenues	Operating Expenses (a)	Debtor as at 31 March 2018 (b)	Creditor as at 31 March 2018(b)
Nikko Asset Management Americas, Inc.	\$ -	\$ 8,480,224	\$ -	\$ 2,231,327
Nikko Asset Management Europe Ltd	-	10,465,491	-	792,235
Nikko Asset Management Co., Ltd	-	3,643,329	-	223,129
Nikko Asset Management Asia Ltd	-	2,605,050	-	204,310
Nikko Asset Management Hong Kong	-	172,291	-	172,291
Total	\$ -	\$ 25,366,385	\$ -	\$ 3,623,292

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2019**

- (a) Operating expenses paid to related parties are payable under investment management agreements and are for fund management services.
- (b) The amounts outstanding are unsecured and will be settled in cash. No guarantees have been given or received. No provisions have been made for doubtful debts in respect of the amounts owed by related parties.

Nikko Asset Management Americas, Inc., Nikko Asset Management Europe Ltd., Nikko Asset Management Asia Ltd and Nikko Asset Management Hong Kong are fellow subsidiaries. Nikko Asset Management Co., Ltd is an indirect shareholder of the aforementioned subsidiaries.

Note 7 - Ultimate Holding Company

The Group is a wholly owned subsidiary of Nikko AM Global Holdings Ltd, its immediate parent undertaking, a company which is registered in England and Wales.

In the opinion of the directors the ultimate parent company, and controlling party, is Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc., a company incorporated in Japan. Financial statements for Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc. are available to the public from the Investor Relations Office, Financial Planning Department, Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc. 1-4-1, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8233, Japan. Copies of the annual report can be viewed or retrieved from <http://www.smth.jp/en/>.

Note 8 - Subsequent Events

Subsequent to the statement of financial position date, there were no events which had an impact on the consolidated and individual financial statements of the Company.

[次へ](#)

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の連結包括利益計算書をご参照下さい。

[次へ](#)

別紙A

定義

文脈上他の意味に解すべき場合を除き、本書では、以下の表現は以下の意味を有します。

「円」および「JPY」	日本の法定通貨をいいます。
「円クラス受益証券」	円クラス受益証券として指定された、円建てのファンドの受益証券のクラスをいいます。
「買戻通知書」	管理会社または管理事務代行会社（もしくはその受任者）が承諾する様式にて提出される買戻請求の通知をいいます。
「買戻日」	各評価日またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「クラス」	適格投資家に対してのみ募集が行われるファンドに関して、管理会社が受託会社の同意を得た上で設定した受益証券のクラスをいいます。
「計算期間」	初回の計算期間についてはファンドの運用開始日およびその後の計算期間については直前の決算日の翌暦日（場合に応じて）に開始し、決算日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。
「継続募集期間初日」	2017年2月22日またはファンドに関して管理会社が受託会社との協議の上で決定することのできるその他の日をいいます。
「決算日」	各年2月の最終暦日またはファンドに関して管理会社が受託会社との協議の上で随時に決定することのできる各年におけるその他の日をいいます。
「受益者」	当該時点における登録された受益証券の保有者をいいます。
「受益者決議」	受益証券1口当たり純資産価格の合計がファンド全体の純資産価格の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議またはマスター信託証書の規定に従って開催された受益者集会において可決された決議をいいます。
「受益証券1口当たり純資産価格」	ファンドの純資産価格を評価日現在発行済の受益証券口数で除した価格をいいます。
「純資産価格」	「第二部 第2 3 （1）資産の評価」の「純資産価格の計算」の記載に従い、ファンドの総資産の価格から、マスター信託証書の規定に従い計算される総負債を差し引いた価格をいいます。ファンドの純資産価格は、米ドルで計算されます。

「純資産価格計算」	各評価日における純資産価格は、同日中に計算および公表されるものとし ます。米ドルクラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格は、小数点以下 第二位に四捨五入されるものとします。円クラス受益証券の受益証券1口当 たり純資産価格は、整数に四捨五入されるものとします。 受益証券1口当たり純資産価格は、日本において関連する取引日の翌日に入 手可能となることが予定されています。
「適格投資家」	以下の（ ）から（ ）に該当しない者、法人または主体をいいます。 （ ）米国投資家（以下に定義します。）、（ ）ケイマン諸島に居住する または住所を置く者または主体（慈善信託もしくは団体またはケイマン諸島 の特例会社もしくは非居住会社を除きます。）、（ ）適用法に違反するこ となく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者および（ ）上 記（ ）から（ ）に規定される者、法人もしくは主体の保管者、名義人も しくは受託者、または管理会社が受託会社の承認を得た上で随時に決定する その他の者、法人もしくは主体。
「取引日」	各評価日またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるそ 他の日をいいます。
「内国歳入法」	1986年米国内国歳入法（その後の改正を含みます。）をいいます。
「評価時点」	当該評価日に金融商品の公開取引を行うニューヨーク金融市場において「通 常取引」を終了する、ニューヨーク市における時刻またはファンドに関して 管理会社が随時に決定することのできるその他の日のその他の時刻をいいま す。 クラスの額面通貨建てでない資産は、WM/ロイターの午後4時のレートに基 づく評価時点において換金されるものとします。
「評価日」	2017年2月22日に開始する各営業日またはファンドに関して管理会社が随時 に決定することのできるその他の日をいいます。
「ファンド決議」	該当する発行済受益証券口数の過半数の保有者が書面により承認した決議、 またはマスター信託証書の規定に従い開催されたかかるファンドの受益者集 会において可決された決議をいいます。
「フィッチ」	フィッチ・レーティングス・インクをいいます。
「分配期間」	初回の分配期間については継続募集期間初日およびその後の分配期間につい ては直前の分配基準日の翌暦日に開始し、分配基準日（同日を含みます。） に終了する期間をいいます。
「分配基準日」	当該分配日の直前の営業日またはファンドに関して管理会社が随時に決定す ることのできるその他の日をいいます。
「分配支払日」	分配日の後5営業日目の日またはファンドに関して管理会社が決定すること のできる各月におけるその他の日をいいます。

「分配日」	各月の15日目の日(かかる日が営業日でない場合は、その翌営業日とします。)またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできる各月におけるその他の日をいいます。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいいます。
「米国投資家」	()内国歳入法に定義された「米国人」、()1933年証券法のレギュレーションSに定義された「米国人」または()米国商品取引法のルール4.7に定義された「非米国人」ではない者、法人または主体をいいます。
「米ドル」および「USD」	米国の法定通貨をいいます。
「米ドルクラス受益証券」	米ドルクラス受益証券として指定された、米ドル建てのファンドの受益証券のクラスをいいます。
「ムーディーズ」	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクをいいます。
「申込書」	管理会社または管理事務代行会社(もしくはそれぞれの受任者)から入手可能な受益証券の申込書をいいます。
「GAAP」	米国で一般に公正妥当と認められた会計原則をいいます。
「S & P」	スタンダード&プアーズ・フィナンシャル・サービスズ・エル・エル・シーをいいます。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行（売出）価額の総額

<訂正前>

米ドルクラス受益証券

10億米ドル（約1,078億円）を上限とします。

（後略）

<訂正後>

米ドルクラス受益証券

10億米ドル（約1,079億円）を上限とします。

（後略）

(5) 申込手数料

<訂正前>

（前略）

販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3%）が上限となっております。（注）消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

<訂正後>

（前略）

販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

(8) 申込取扱場所

<訂正前>

（前略）

（以下、申込取扱場所となる各金融機関を「販売会社」といいます。）

（注）販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。取扱いを行う受益証券のクラスは、販売会社によって異なる場合があります。

<訂正後>

（前略）

（以下、申込取扱場所となる各金融機関を「販売会社」といいます。）

（注1）三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社は、2020年6月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。当該合併後の販売会社の照会先は、以下のとおりです。以下同様です。

販売会社の照会先：

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（代行協会員）〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

（注2）販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。取扱いを行う受益証券のクラスは、販売会社によって異なる場合があります。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概要

<訂正前>

（前略）

（ ）資本金の額（2019年6月末日現在）

2019年6月末日現在の資本金の額は、480,000米ドル（約5,174万円）で、発行済株式数は、1株1米ドル（107.79円）の普通株式480,000株です。管理会社の授権株式資本金は、1株1米ドル（107.79円）の普通株式1,000,000株から成る1,000,000米ドル（約1億779万円）です。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（ ）資本金の額（2019年9月末日現在）

2019年9月末日現在の資本金の額は、480,000米ドル（約5,180万円）で、発行済株式数は、1株1米ドル（107.92円）の普通株式480,000株です。管理会社の授権株式資本金は、1株1米ドル（107.92円）の普通株式1,000,000株から成る1,000,000米ドル（約1億792万円）です。

（後略）

2 投資方針

（3）運用体制

<訂正前>

（前略）

上記体制は2019年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（中略）

上記体制は2019年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（前略）

上記体制は2019年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（中略）

上記体制は2019年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

リスク管理

<訂正前>

（前略）

上記体制は2019年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（前略）

上記体制は2019年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

本項を以下のとおり更新します。

米ドルクラス

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、
年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	2.0%	6.3%	5.0%	4.2%	1.3%	0.7%	-0.1%
最大値	8.4%	27.1%	23.5%	41.5%	30.5%	9.3%	17.7%
最小値	-6.3%	-13.7%	-12.8%	-23.1%	-15.9%	-6.9%	-21.5%

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2014年10月から2019年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

<各資産クラスの指数>

日本株 … 東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本)

新興国債 … JPMORGANGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※各指数は、米ドル換算しております。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移



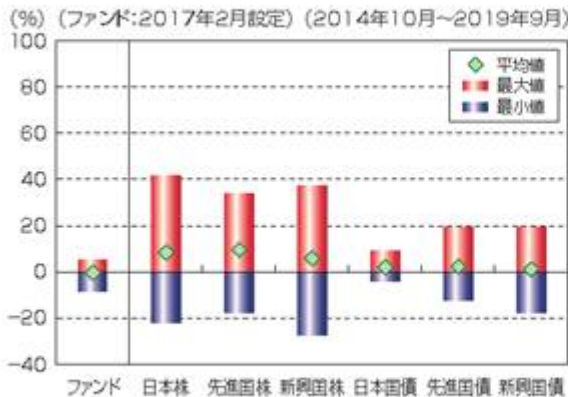
※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価格は、2017年2月末の純資産価格を起点として指数化しています。

※ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

円クラス

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-0.4%	8.4%	9.6%	5.9%	2.1%	2.3%	1.2%
最大値	5.4%	41.9%	34.1%	37.2%	9.3%	19.3%	19.3%
最小値	-8.6%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2014年10月から2019年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

<各資産クラスの指数>

日本株 … 東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本)

新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※各指数は、円換算しております。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移



※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価格は、2017年2月末の純資産価格を起点として指数化しています。

※ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数 (TOPIX、配当込)

当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国債

当指数は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本)

当指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ヘッジなし)

当指数は、JP. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JP. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 手数料等及び税金

（１）申込手数料

<訂正前>

（前略）

販売会社における申込手数料率は3.24%（ただし、消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。）（税抜3%）が上限となっております。

（後略）

<訂正後>

（前略）

販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

（後略）

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

（Ａ）日本

ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。したがって、2019年8月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

（中略）

（Ｂ）ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対し、いかなる所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに対してまたはトラストにより行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していません。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていません。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（Ａ）日本

ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。したがって、2019年11月29日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

（中略）

（Ｂ）ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対し、いかなる所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに対してまたはトラストにより行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していません。2019年11月29日現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていません。

（後略）

5 運用状況

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

本項を以下のとおり更新します。

(2019年9月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	保有 有価証券数 (口)	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
							価格	総額	価格	総額	
1	INFINEON TECHN V/R /PERP//EUR/	ドイツ	債券	2.875 (注1)	2168年 4月1日	8,100,000	108.91	8,821,392.65	108.47	8,786,466.83	9.58
2	SSE PLC V/R 09/16/77	英国	債券	4.75	2077年 9月16日	8,591,000	97.91	8,411,697.24	100.43	8,627,511.75	9.41
3	NGG FINANCE V/R 06/18/73/GBP/	英国	債券	5.625	2073年 6月18日	6,006,000	157.05	9,432,608.17	138.21	8,300,808.69	9.05
4	BAYER AG V/R 04/02/75/EUR/	ドイツ	債券	2.375	2075年 4月2日	7,081,000	111.00	7,860,232.96	110.19	7,802,368.75	8.51
5	VODAFONE GRO V/R 01/03/79/EUR/	英国	債券	3.1	2079年 1月3日	3,577,000	117.34	4,197,304.24	115.34	4,125,824.80	4.50
6	VOLKSWAGEN INT V/R /PERP//EUR/	オランダ	債券	2.7	2167年 12月14日	3,600,000	116.23	4,184,306.30	112.43	4,047,367.47	4.41
7	VOLKSWAGEN INT V/R /PERP//EUR/	オランダ	債券	3.875	2168年 6月14日	3,400,000	120.76	4,105,894.62	115.70	3,933,714.12	4.29
8	CENTRICA PLC V/R 04/10/75/GBP/	英国	債券	5.25	2075年 4月10日	2,989,000	129.08	3,858,074.29	130.62	3,904,345.28	4.26
9	ENTERPRISE PRODUC V/R 02/15/78	米国	債券	5.375	2078年 2月15日	4,027,000	100	4,027,000.00	96.50	3,886,170.37	4.24
10	ORSTED A/S V/R 11/24/17/EUR/	デンマーク	債券	2.25	3017年 11月24日	3,100,000	116.79	3,620,385.68	115.02	3,565,499.07	3.89
11	TRANSCANADA TRUST V/R 03/15/77	カナダ	債券	5.3	2077年 3月15日	3,400,000	103.34	3,513,476.27	99.5	3,383,000.00	3.69
12	ENBRIDGE INC V/R 07/15/77	カナダ	債券	5.5	2077年 7月15日	3,309,000	101.65	3,363,729.68	100.65	3,330,412.70	3.63
13	ENGIE SA V/R /PERP//EUR/	フランス	債券	1.375	2168年 4月16日	2,900,000	119.07	3,452,962.97	110.16	3,194,776.56	3.48
14	VOLVO TREASU V/R 03/10/78/EUR/	スウェーデン	債券	4.85	2078年 3月10日	2,560,000	124.43	3,185,426.08	123.02	3,149,214.84	3.43
15	TELEFONICA EUR V/R /PERP//EUR/	オランダ	債券	4.061	2168年 6月7日	2,800,000	118.50	3,318,139.95	110.94	3,106,309.45	3.39
16	BHP BILLITON V/R 04/22/76/EUR/	オーストラリア	債券	4.75	2076年 4月22日	2,450,000	123.27	3,020,031.35	116.51	2,854,442.47	3.11
17	ORANGE SA V/R /PERP//EUR/	フランス	債券	2.375	2168年 4月15日	2,500,000	111.52	2,788,037.98	114.17	2,854,143.58	3.11
18	NEXTERA ENERGY CA V/R 12/01/77	米国	債券	4.8	2077年 12月1日	2,146,000	100.26	2,151,565.35	101.51	2,178,319.62	2.38
19	ENEL SPA V/R 11/24/78/EUR/	イタリア	債券	2.5	2078年 11月24日	1,867,000	110.30	2,059,251.91	112.85	2,106,968.17	2.30
20	ENBW V/R 04/02/76/EUR/	ドイツ	債券	3.625	2076年 4月2日	1,565,000	119.56	1,871,045.85	114.29	1,788,645.73	1.95
21	SOLVAY SA V/R /PERP//EUR/	ベルギー	債券	4.25	2168年 3月4日	1,200,000	115.73	1,388,781.96	120.07	1,440,780.40	1.57
22	BHP BILLITON V/R 10/22/77/GBP/	オーストラリア	債券	6.5	2077年 10月22日	989,000	146.39	1,447,811.78	139.56	1,380,296.58	1.50
23	TOTAL SA V/R /PERP//EUR/	フランス	債券	2.708	2168年 5月5日	1,000,000	119.11	1,191,147.73	117.12	1,171,224.74	1.28
24	DANONE SA V/R /PERP//EUR/	フランス	債券	1.75	2168年 6月23日	1,000,000	111.46	1,114,583.05	111.34	1,113,373.28	1.21

25	ORANGE SA V/R /PERP//EUR/	フランス	債券	5.25	2168年 2月7日	870,000	126.15	1,097,484.90	127.80	1,111,846.74	1.21
26	GRAND CITY PRO V/R /PERP//EUR/	ルクセンブルグ	債券	2.5	2167年 10月24日	1,000,000	121.12	1,211,231.09	109.84	1,098,376.49	1.20
27	ARKEMA V/R /PERP//EUR/	フランス	債券	2.75	2168年 9月17日	900,000	112.60	1,013,398.50	113.11	1,017,974.24	1.11
28	ELIA SYSTEM OP V/R /PERP//EUR/	ベルギー	債券	2.75	2167年 12月5日	600,000	117.11	702,684.95	115.56	693,354.98	0.76
29	EVONIK INDUS V/R 07/07/77/EUR/	ドイツ	債券	2.125	2077年 7月7日	522,000	114.74	598,953.61	112.98	589,730.78	0.64
30	FASTIGHETS A V/R 03/07/78/EUR/	スウェーデン	債券	3	2078年 3月7日	500,000	118.16	590,797.86	111.20	556,002.00	0.61

(注1) 2019年10月1日現在

(注2) 上記の各銘柄の内容は、管理事務代行会社により提供された情報に基づきます。

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

(3) 販売会社および代行協会員

<訂正前>

(前略)

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介および
その他金融商品取引業に関連する業務を行っています。

<訂正後>

(前略)

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介および
その他金融商品取引業に関連する業務を行っています。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、2020年6月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会
社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。当該合併後の名称、資本金の額および事業の内容
は、以下のとおりです。

名称

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

資本金の額

2019年3月末日現在、405億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介および
その他金融商品取引業に関連する業務を行っています。